

京都大学人文科学研究所  
漢字情報研究センター  
東洋学資料叢刊 第十冊

善隣協会・善隣図書館関係資料

——徳島県立図書館蔵「岡本韋庵先生文書」所収——

二〇〇二年三月  
狭間直樹編

京都大学人文科学研究所  
漢字情報研究センター  
東洋学資料叢刊 第十冊

善隣協会・善隣図書館関係資料

——徳島県立図書館蔵「岡本韋庵先生文書」所収——

二〇〇二年三月  
狭間直樹編



言之不同畢竟因俗立教之故吾儕後生當以意逆志  
彘其道法之妙以救斯民於迷途也故入此會者毋論  
浮屠者流皆必一辭平交唯在磨煉智德以成教于國  
一每月會議一次以第二日曜日為之始於午後一時終  
於八時置一爵一肉皆茶與煙草從各人所欲

一必有會長姑且不定其人假撰一名總攝庶務其諸員

日奉佳取其充衣食俟有功效乃論增俸

善哉我輩為國事一俟彼此人士果行之東洋至局  
之幸福也但事極遠大不能驟舉行然人欲在此遠志萬

監輔草

此俸畧能大正  
其奉未行亦務有益乎國家矣

中洲三島毅要言

安野安評

大正

岡本監輔起草案にたいする重野安野・三島毅の評言（資料三の内）



目次

凡例 iv

第一部 原文書篇

【資料 一】	東洋開国商社々則〔同改訂善隣義会規則〕	2
【資料 二】	善隣義会四規	4
【資料 三】	善隣義会五規	7
【資料 四】	善隣協會主旨〔第一稿、同改訂稿〕	10
【資料 五】	善隣協會主旨〔第二稿、同改訂稿〕	12
【資料 六】	善隣協會主旨〔第三稿、同改訂稿〕	16
【資料 七】	善隣協會主旨〔第四稿、同改訂稿〕	18
【資料 八】	善隣協會主旨〔第五稿、同改訂稿〕	22
【資料 九】	訳述方法〔甲稿、同改訂稿〕	24
【資料 十】	訳述方法〔乙稿〕	26
【資料十一】	「無題目文書」〔同改訂稿〕	28

【資料十二】	株式会社善隣訳書館 株式組織卜為スノ理由／目論見書／營業設計、營業説明	33
【資料十三】	善隣学会規約書〔同改訂稿〕	49
【資料十四】	東亜善隣学堂章程〔同改訂稿〕	56
【付録 一】	善隣協会主旨（『清議報』第二号所載）	60
【付録 二】	吾妻兵治 善隣訳書館条議引（『亞東時報』第二十一号所載）	63

## 第二部 整理稿篇

【資料 一 a】	東洋開国商社々則	68
【資料 一 b】	善隣義会規則	69
【資料 二】	善隣義会四規	70
【資料 三】	善隣義会五規	71
【資料 四 a】	善隣協会主旨〔第一稿〕	73
【資料 四 b】	善隣協会主旨〔第一稿改訂稿〕	74
【資料 五 a】	善隣協会主旨〔第二稿〕	75
【資料 五 b】	善隣協会主旨〔第二稿改訂稿〕	77
【資料 六 a】	善隣協会主旨〔第三稿〕	79

【資料 六 ㉔】	善隣協会主旨	〔第三稿同改訂稿〕	80
【資料 七 ㉕】	善隣協会主旨	〔第四稿〕	81
【資料 七 ㉖】	善隣協会主旨	〔第四稿同改訂稿〕	83
【資料 八 ㉗】	善隣協会主旨	〔第五稿〕	85
【資料 八 ㉘】	善隣協会主旨	〔第五稿同改訂稿〕	86
【資料 九 ㉙】	訳述方法	〔甲稿〕	87
【資料 九 ㉚】	訳述方法	〔甲稿改訂稿〕	88
【資料 十】	訳述方法	〔乙稿〕	89
【資料 十一 ㉛】	「無題目文書」		90
【資料 十一 ㉜】	「無題目文書」	〔改訂稿〕	91
【資料 十二】	株式会社善隣訳書館 株式組織卜為スノ理由(目論見書／營業設計／營業説明(略))		
【資料 十三 ㉝】	善隣学会規約書		93
【資料 十三 ㉞】	善隣学会規約書	〔改訂稿〕	95
【資料 十四 ㉟】	東亜善隣学堂章程		98
【資料 十四 ㊱】	東亜善隣学堂章程	〔改訂稿〕	100

## 凡 例

- 一、『善隣協会・善隣訳書館関係資料』を主題とする本書（東洋学資料叢刊第十冊）は、徳島県立図書館所蔵の「岡本韋庵先生文書」より善隣協会・善隣訳書館関係資料を抜き出し、「原文書篇」に写真版による原文書を、「整理稿篇」にその整理稿（活字排印の【資料十二】を除く）を配し、末に「解説」を付したものである。「原文書篇」には、原文書十四件にくわえて関連資料二件を付録した。「整理稿篇」は、改訂が加えられているものは元稿を㊸稿、改訂稿を㊹稿として起こしたので、後者が九点ふえて計二十三点になっている。
- 二、原文書は基本的に墨書されているが、なかに訂正・評点等を朱書するものがある。参考までに、「資料三」の末半葉のカラー版を巻頭に掲げておいた。
- 三、整理稿は、元稿を㊸、改訂稿を㊹として別に起こしたが、改訂稿中の抹消は無視した。改訂の筆には、墨書・朱書の両様があるが、区別の必要のある「資料三」のみ（墨書）（朱書）を注記した。
- 四、整理に際しては、原文書に合わせて改行し、一行に収まらぬものは次行を一次下げにして続きであることを示した。原文書での評点の有無にかかわらず、整理稿には句読点を付した。
- 五、整理稿では、不明字は□、明白な誤字には編者による訂正を「」内に示した。字体は原文書どおりとするように務めたが、以下のものは便宜上、通用の字に改めた。  
漢字では、事、決、雖、風、第、暗、信、書、暗、の異体字、カナでは、コト、トキ、トモ、の合成異体字、がそれぞれである。
- 六、文書の後半が失われたか、あるいは未完のものは、末に、（中断）、と注した。

第一  
部  
原  
文  
書  
篇

東洋南國高社

英-2. 4/11

道長

文明之企圖

本會 東洋南國高社ト稱ス

物品之交易ニ利益ノ長道

力一

本社 東京府

出張行ヲ清國上海及各地設ケ

大坂神戶ニ分會ニ出張行ヲ清國上海及各地設ケ

力二

本社 我國產物ノ販賣ヲ盛大ニラシメントス

清國及朝鮮ニ諸商港場ニ日本市街ヲ開キ

スルヲ目的トス

力三

本社 株金ハ一株金五円トス

スルモ賜フ事ニハ二期合意ヲ得

力四

本社 資本ハ社セト欲スル者ハ資力アル者ハ資力

ヲ多ク物品ヲ我園產ヲ云フアル者ハ物品ヲ以テ入ル

働カセントスル者ハ働カラ以テ入ルヲ以テ得ヘシ

第六

物品ヲ以テ入社スル者及シ其他入社シ自給在

第六

本社創業ノ際ニ盡力シ功勞アル者及シ永リ業  
務ニ従事シ功勞アル者ニ社中協議ノ上相當ノ  
株券ヲ贈與スヘシ

第七

株券ヲ得ヘシ又

國產物ヲ本社ニ預ケ賞割代金ヲ株金ト爲ス

諸物品ヲ本社ニ依拠シ右賞上金高ノ中取價ヲ

受領シ殘金潤意ニ分テ株金トスルヲ得ヘシ

善隣義會四規

第一規

本會大旨、在合我隣國人有志者、共講成德、利用厚生之說、無內無外、一體平交、不存固我、相規相獎、以長智德、以圖公益、

第二規

入此會者、各捐金多少、以為行善之資、其人不拘何種、皆可列會、其金皆托諸銀鋪、從與議決其使用法、如設學校、聘賢士、編纂諸書、及招衆工、新興一切事業等項、議決、以從其事、則不復較其小利害、蓋

本為義舉，故不以小害廢大功也。編著諸昏及製造  
器物等，皆從會幹，畏議減定價幾分，以交會負。

### 第三規

入此會者，欲其道德純粹，為內外人模範，虛心遜志，  
固其所宜，不得自尊自大，輕蔑外人，蓋斯橫目之族，  
而有頑陋難諭者，莫非吾黨分內之事，當諄々秀掖，  
以度幾其進，闕明之域，況於同文諸國之民乎？又不  
得輕侮先賢之言，攻擊異端之說，蓋孔子之道至正  
至公，實為最上至極之訓典，吾黨遵奉不怠，所以體  
天心，盡人職，而老聃釋迦，亦皆古之博大真人，其言

不同、莫非因俗立教、吾儕後生當以意逆志、發其道  
法之妙、以救斯民於送途也、故列此會者、毋論浮屠  
者流、皆必一體平交、要在磨鍊材德、以長公益、至於  
冠婚喪祭諸儀、皆要從古禮增損斟酌、務全其真、不  
得徒競虛笑、耗散貨財及互相誹謗

#### 第四規

每月會同一次、始干午後一時、終干午後六時、必聘  
德望者為賓師、講論道藝、舉行饗禮、其餘並置一爵  
一肉、皆係自費、擇時價最廉、能養體者、使數人料理  
之、不得強旁人飲、獻酬交錯、

善隣義會五規

一吾黨結社之意在合我同文諸國人有志於斯民者與  
 講天人之道博修五洲之學無內無外一辭平交本存  
 固我相規相獎以長智德以圖公益以固唇齒相保之  
 勢以同舟共濟之義蓋欲俾同文諸國人民均躋開  
 化之域以永保天祿於亞細亞洲內不得不從事於此  
 一凡欲入此會者各捐多少金以為行善之資若其有志  
 人不拘何種皆可列于會其保管資金者必撰其人  
 至於使用方法則社員投票以決其可否如設學校營  
 聖廟設賢士招衆工及發元日報編纂諸書新興一切

若其句約作  
 其人二字  
 若夫句則  
 種下補人  
 字

2-2  
 11A

虛心上補故一

字

學者不可無此天空海闊之量

包括教老皆在我度內議論更洪大先獲我心矣不得不知

公益等項議既決以從其事則不復較其小利害蓋本為義舉故不得以小害廢大功

凡入此會者欲其道德純粹為內外人模範虛心遜志固其所宜不得自尊自大輕蔑外人蓋斯橫目之族而有頑陋難諭者莫非吾黨分內之事則當諄心誘掖以庶幾其進開明之域況於亞細亞諸國同文同種之民乎又不得輕侮聖賢之言攻擊異端之說蓋孔子之道即天地之道至正至公至精至純實為最上至極宇宙第一之訓典吾黨遵奉不怠所以辭天心令人職而老聃釋迦亦皆古之博大真人均為亞細亞之精神而其

言之不同畢竟因俗立教之故吾儕後生當以意逆志  
飛其道法之妙以救斯民於迷途也故入此會者毋論  
浮屠者流皆必一辭平交唯在磨煉智德以成教于國  
一每月會議一次以第二日曜日為之始于午後一時終  
於八時置一爵一肉茗茶與煙草從各人所欲  
一必有會長姑且不定其人假撰一名總攝庶務其諸員

日奉佳取其充衣食俟有功效乃論增俸

監輔草

善哉我輩為國為家一僕彼此人士果行之東洋至司  
之幸福也但事極遠大不能驟行然人欲在此遠志甚  
此偉業能大乞  
其事未行亦須有益乎國家矣

中洲三島教事記

安澤長評

大正

善隣協會主旨

清韓與我鼎立東亞利害所關有如唇齒輔車三國  
 同心戮力清時則文獻相資有事則緩急相濟以厚  
 隣友乎雖恭西列強孰敢侮之若其不然猜疑相閱  
 以失和親則所謂蚌鷸之爭為漁人之利者雖欲不  
 昏及弱得乎自我國中世通好隋唐三韓以來儒教  
 東漸盛行海內典章文物皆於彼者極多矣其德亦  
 不可諉也較近風氣一變恭西諸邦文化興旺我  
 皇上登極之初廣察宇內之情勢取彼長補我短銳  
 意革新于茲三十餘年遂得與歐美列國比肩駢鑣

而清韓兩國墨守舊法積衰不振內憂外患  
 起殆有四十年之久矣夫及今為之計恐至不可  
 而我國亦將受其禍此憂國之士所日夜寒心弗措  
 也於是志士慷慨既決起于新報于政論于通商  
 務會友訂盟以講兩國之利害者陸續相接此時  
 侯之然也雖然持危扶顛自有本末想方今之事更  
 有最急者焉夫兩國所以致今日之弊者豈非以其  
 尊內卑外貴古賤今而不曉富全形勢也雖然此匡  
 救之道無他在博採他邦之學術以育其實才當求  
 近世新說以啓其知見而已矣而其法莫如譯述我

拾遺錄  
 卷之九  
 李肇撰

善隣協會主旨

日清韓三國鼎峙東洋以成唇車輔車之勢彼此閑  
 係綦重且大夫三國協和扶持當平也又物相資有  
 莫交相應援以企圖富強也泰西列國何由得窺我  
 罅隙施其詐術焉儻或不然袖手冷眼旁觀豈肯  
 疑及目互相背馳噬臍曾無之固顧于是所謂唇亡  
 齒寒者雖欲因之不滅民之安居得乎是理勢之極  
 易睹者也我大日本帝國自夙奈宇內也大勢務林  
 泰西又物技藝銳意觀創草新以與三十餘甲國  
 幸獲與歐米列國比有駢然而清韓兩國積衰不振

周孔之道於天下也如日星  
麗乎天而其政教亦時變化  
以應之不可也  
夫世之世不古之道宜乎其  
與古也

內憂外患相因與害存臻殆有分崩離析之勢不及今為  
之計恐至不可收拾而我帝國亦從之必受其禍夫  
是愛世之士之所寒心非措也於是有意士操臂而  
興者接踵相望于新報于學教育校于政論訂盟立約以  
為兩國謀夫豈得已乎此種克業固為今日急務不  
得缺一而又自有休急者焉彼兩國所以致有今日  
之危者豈非以阻嚇古義而不通時變墨守舊架陋  
規而不達近今也文化于苟欲匡救之非採泰西新說  
啟發其知思見不可而其操其因其見其英若西譯西通西通西通西  
之書會譯述以授之彼既具文明之知識通今日情

論述月如

况則舊澤汚俗自消<sup>不</sup>拜<sup>無</sup>新之實自舉而富強之功可  
坐而致也故今日為西國計者莫急於譯述西書備  
授其國人本會欲專當此任以啓迪西國士庶庶所  
以順氣運通時勢即所以代國家盡<sup>不</sup>之責也

附言

本會本屬純然學問教育之團隊絕無與政交相關  
官民一體內外無別凡為學術投資金以贊襄此業  
者盡稱會友且便服勞者收若干報酬價銀不附別  
式亦自立幹吏二名書記教名執掌更務不置會長  
總理等從會友公論而措辦之

創設定之際募資金於官民以刊行一切書籍至晉編及清紳士庶之後儲其所得以維持本會傳諸永世

譯述方法

一 一定譯字逐次編成字書

一 泰西之書罕皆引用過繁其言不免冗漫動輒

累千萬言初學者茫洋殆于無由津涯本會務

節約之庶乎一讀得其要領矣

一 會友必以專門學士一世所推者為之凡有所

譯述必使其仔細點閱以期不致誤謬然後刊

行之

長崎協會主旨

其勢相與有類

日清韓三國鼎峙東方以成唇齒輔車之勢。彼此關  
 係相重。且大矣。三國協和。與中扶持。當平世。文物相  
 資。有夏互相應援。以規圖富強也。奈西列國逞暴成  
 者。何由得窺我露隙。施其毒計。若其不然。或冷眼  
 旁觀。或袖手不顧。如四林麻痺。不省痛痒者。或猜疑  
 及目。而各自孤立乎。是所謂唇亡齒寒者。雖欲  
 國之不滅。民之不斃。得乎。是理勢之極易觀者也。我  
 大日本帝國。自古忠厚成性。孝敬無二。及儒教東漸。  
 周孔大道。秩然章明。國家名分。失修。孝德朝。取長階

通好關係情文並茂西商帝國莫不主

唐凡百前度則燦然可觀。而後世三凡世化去陵夷者十夫百不可是不其假也。  
 我及至及今上御宇則。整則祖宗則之道則。創則威則祭則宇則內則大則勢則紛則。  
 採遠西則文物則藝則自此則以來則。愈則意則尊則翰則三十則餘則年則。  
 復與歐則米則各則國則比則肩則駢則。而則清則粹則而則國則積則衰則不則振則內則。  
 憂外則患則相則因則。災則害則特則臻則。殆則有則分則崩則離則析則之則勢則不則及則今則。  
 為之則計則恐則至則不則可則收則拾則。而則我則帝則國則亦則將則受則其則禍則矣則。  
 憂世則之士則之則所則寒則心則弗則措則也則。於是則有則奮則然則操則臂則而則起則。  
 者則接踵則相則望則于則新則報則。于則教育則于則政則論則。訂則盟則立則約則。以則為則。  
 固則國則計則。夫則豈則得則已則乎則。此則等則吏則業則同則為則今日則急則務則。不則可則。  
 廢則一則。而則又有則尤則急則者則焉則。彼則兩則國則所以則致則有則今日則之則難則。

善隣協會主旨

日清韓三國鼎峙東土其勢相關有類唇齒輔車三  
 國一心協和扶持當平時文獻往來相資有變彼此  
 策應接濟也。虽有強暴者惡得逞其毒。其毒  
 不然或冷眼旁觀袖手不問如四肢麻木及木會  
 首身痛痒或指疑反目而各自孤立各行其是  
 是所謂唇亡齒寒者。虽欲國勢不動民物康阜得乎  
 我大日本帝國自古忠厚成性孝教與二周孔名教  
 秋然大修通好借唐情交甚密西南藩屬莫不未  
 而後世風教亦靡不保存。予有餘載夫是果誰之過

其德國善隣也  
 第一  
 第二  
 第三

也。及今上明治之初，廣察宇內情勢，網羅遠西文藝，銳意革新，勵精圖治。于茲三十有餘年，饒獲與歐美各國比肩駢轡。皇籍君德聖殿，臣民奉行匪懈，抑亦祖宗使之然也。而清韓兩國積衰不起，內憂外患相因，殆有四方五裂之勢。未嘗彼國臣民誰能救國之者也。不及今為之計，切恐至不可收拾。而我帝國亦將大受其禍矣。是憂世之士之所寒心并措也。於是右奮然攘臂，淺起者，接踵相望于新報。于教育于政論，訂盟立約，以為救國計。夫豈得已乎。此等莫業，固為今日急務，不可廢也。而又有不急者焉。彼兩國所

以致有今日者。豈非以其食古不化。固陋自甘。而不  
 知今日之何如世界乎。周孔之訓。終古炳焉。如日月  
 麗乎天。而其政術與時變化。不可易已。西國之人。拘  
 泥末節。昏于為政。生于今之世。反古之道。宜乎其致  
 衰絕日甚也。苟欲匡救之。非據泰西新說。咨求訂頑。  
 以長其知見。不可。而其法莫如擇西籍易通者。譯述  
 以授之。彼知識日進。漸通各國。今日之情。則舊滌污  
 俗自然冰消。而富強文明之功。可翹足而俟。其勢將  
 見一變至於古昔盛代。西北諸國。欲任聽命。其所以  
 裨益我國。凡教者可勝言哉。今日高清粹。意美急於  
 果行也。

款述西籍編按其國人吾黨欲當此任以文張國派  
愧是所以有本會之設也亦恐口已也哉

附言

也切望四方博雅賢不勝錄之

本會係學問教育一途絕不與政論相關官民一例  
內外無別有投資金以資襄此舉者無清籍人各列  
會友且使服其勞者收若干酬報立幹吏二名書記  
教名整理吏務不置會長總理等從會友公論而措

辦之  
則建之條募資金於官民以刊行一切書籍缺編布  
清籍士庶之校漸儲其所以維持本會傳諸永世

善隣協會主旨

清韓與我鼎立東方。利害所關。有類唇齒輔車。三國  
一心協和。當干世文獻往來相資。有支竭力相扶持  
也。虽有強暴者。惡得遽逞其毒噬焉。若其不然。或冷  
眼旁觀。袖手不問。如麻木人不首痛痒。或彼此猜疑。  
睨々相讒。而各自孤立了然乎。則是所謂唇亡齒寒  
者。虽欲其不脛胥<sup>及</sup>。我大日本國。自上世習尚忠  
厚。渾樸自然。及與三韓隋唐交通。周孔之教東漸。典  
章文物燦然。修飭其德。固不可諉也。<sup>爾茲以降</sup>爾後風化陵替  
者。殆一千載。非以學者無其人乎。今上登極之初。遠

寬宇內氣運進化之狀。網羅泰西各國之百科學藝。取長補短。銳意革新。于茲三十有餘年。幸獲與歐米列強比肩。併轡而清。韓西國積衰不振。與我中世一轍。加以內憂外患。殆有四分五裂之勢。未審何人能為之者。切恐致有封豕長蛇。乘其罅隙。而我國亦將大受其禍矣。一念及此。可為痛憤也。於是有志士奮然沒起者。前後接踵相望。于新報于教育。于政論于通商。訂盟立約。以為兩國慮。夫豈得已乎。此等之責。固為赴時急務。而又有一身尤急者。熟思兩國所以致有今日之患者。豈非以其食古不化。固陋自甘。

譯述方法

一 一定譯字逐次編成字書

一 泰西之書率皆引用過多其言不免冗漫動輒

累千百言初學茫洋然河大亦始乎無津涯本會務萃約

之庶乎無不簡明切當一讀得下其要領矣立論精銳

一 會明必有專門學博立論精銳世所推服者萬勿實師之也必擇生

使其仔細閱讀以期不致舛誤一千七百餘年然後刊行之

一 西學行於我國于今數十年其間款款往亡蘇維無火顛倒秩

序概與先高深後卑淺甚至不辨我國曆日

局先講共和革命等書其流毒天中亦不淺歟

夫本會譯書就正有道光緒二十一年經度子年願學鑒乎三十年間得失  
撰擇不苟秋序嚴正仗兩國臣民無蹈戎之覆轍  
一 本會宗旨在於自己撰擇編著然亦兼應兩國  
人請譯述諸書

譯述方法

一 譯述西籍。本有一定熟字。率係我國先輩所擬。不知果當否。今從之。編成字書。其下附以原語。使清韓人檢其當否。從心所安。自取捨焉。

一 泰西之書。引用過多。其言不免冗漫。動輒累千百言。初學茫然。如齊大木無津涯。本會務節約之。莫不簡明切當。庶乎一讀之下。得其要領者矣。

一本會立專門。碩學。立論精微。一世所推服者。為賓師。每有叙述。使其仔細閱讀。以期一語無誤。然後

刊行之。

一 自西學盛行于我國。于今三十年。其間叙述極多。往往而紊亂蕪雜。動輒先高談後卑淺。甚至不問我國辭而先叙革命等書。其流毒國內。不淺趣夫。本會認書。實就百道先生。不許輕俊才子容易評議。鑒乎三十年得失。以要撰擇精當。秩然有條不紊。使清辨臣民。無蹈我之覆轍。

一 會之本旨。在於自己撰擇編著。然亦兼聽清辨人所請。譯述諸般必需之書。

泰西諸書可據者甚多不妨以涉推然守守聖經不旨不相待字<sup>待</sup>教師<sup>品</sup>  
 年<sup>年</sup>之<sup>之</sup>也<sup>也</sup> 第二則  
 學校<sup>立</sup>教師<sup>立</sup>皆莫非主受置特別教員期<sup>期</sup>以<sup>以</sup>教<sup>教</sup>時間<sup>時</sup>教授<sup>授</sup>生徒

第一則

明韓君臣父子之大倫敬師尊道

正心術節言行宜本誠忠信

本會講字一以孔子為宗旨論何種何字之入皆得入會然其後

業生徒以程朱為準則使若教師尊道以正心術節言行黃札讓序五

第五則

以國體能收國家為主要

本會不禁外國人入會也不許評論國政及之得失違者任之

第六則

本會不置會頭立會監教人每月定期集會講道評文並

尊身口持方長幼

第四則

本會立客員係尊贊成本館者

教讀子次莊子

表卒業限三卷附之經書其學科分六等編續以聖經國史為主第一等經學先教孟子次論語歷之先教左傳國史記夏本末文章教唐宋八家次杜詩第二等經學先教中庸次論語歷之先教戰國策次論語先教荀子次管子第三等經學先教書經次周易歷之先教史記次令長解又章先

2-2  
8

第五則

著述者

入會者納金若干以充<sup>費</sup>費書成則減定價三分以交付之著  
者不滿<sup>費</sup>費則以全書之

第六則

附

上梓免

會員有以善裨益世故者附意見送本會則會員協議出金

免得復原金以上乃分其利<sup>附十分之二</sup>於其人收其<sup>於本會</sup>

其係教人<sup>或一人</sup>出金者亦從本會<sup>附</sup>旋償原金以上<sup>附十分之二</sup>

於出金者<sup>附</sup>其二於總會若夫月著之書本會出金上梓者<sup>附</sup>

其所得之<sup>附</sup>本會收其<sup>附</sup>

附四於著者收其六於本館

第七則

本會論次雜記自第一集始至第十集後三集止則未可豫知

也要之一年為一部不嫌前後不倫

第七則

雜誌不載皆古今又持律社友乎。或加評註或旁刻無定

例使人一讀爽快如社友有異聞奇話新說及翻談新聞之作并

必從協議產生後所作之文其有補于世故者詳加刪正而登錄焉

第八則

本會所著書籍本會自任板權內外同人相約以保其權

第三則

本會現全埠出校者乃因通商開又無明法宜或宜固父聚備回本  
英法各行執業諸君或既脫策或米脫策均從協極先後着手  
苟有涉法者其可惡也者不測何人亦作一以伴平議

內外國人合為一徒以仁義為第一不得一相欺用廢心會員責

買諸物皆監察之收利有常度從公而定之登記諸簿以杜用蔽

第十則

本會同志創業始曰石升乾平大石表實曰再研忠道曰日下  
監輔曰然示南二即曰谷口復即曰不斯未備曰搭時十日下  
寬曰租松新均任若連教授今後有入  
會若不飲多要從創業者協議不許  
浮疎人攪擾

本會立起若干人任一或房債諸費

第十一則

置估收局於上海印刷好書遺散人監修之

本館務由國人立約相保要在厚信義以保固如買地基於上海列我房屋以高邦人及  
裝飾物觀以供諸君之用亦在厚信者耳  
第百五則  
第百六則  
第百七則  
第百八則  
第百九則  
第百十則  
第百十一則  
第百十二則  
第百十三則  
第百十四則  
第百十五則  
第百十六則  
第百十七則  
第百十八則  
第百十九則  
第百二十則

株式會社

善隣譯書館

株式組織ト爲スノ理由  
目論見書  
營業設計  
營業說明

2-2  
/2

## 善隣譯書館を株式組織と爲すの理由

吾善鄰譯書館創立の際其成功に就て二個の疑問あり即ち清國には未だ版權法の制定あらざるが故に資本を投して出版せし書籍も彼國に輸送すると同時に上海邊にて翻刻發賣せらるゝときは折角の經營も之れが爲め徒勞失敗に歸せざるを得ず左れば清國に於て是非とも版權を得るの必要あり果して能く此目的を達し得べきや否やは是れ其一なり内を尊び外を卑むは支那人の天性あり外國にて翻譯せし書籍を彼れ果して購求するや否やは是れ其二なり當初吾妻松本の兩幹事が既成の新書(大日本維新史國家學戰法學日本警察新法の四種)を携へて渡清せしは實に此二個の問題を解決せんが爲めなりし然るに何ぞ料らん版權は案外速よ功を奏し彼れ官衙は吾館の爲め特に翻刻禁

止令を發布(沿革書參看)するに至れり。又、到る處、總督、撫道、臺等、大に吾館の美譽を賛し、首として譯書を買上げ、各其地方に普及の道を謀りたり。是れ蓋し二十七八年戰役の結果、彼れ大に吾邦に信賴するの念を起すに由る。雖も吾館が國家的事業として、既に政府の補助金を得從て、在清我か各領事が熱心交渉するに非ざるよりは、焉ぞ遽に此に至るを得んや。去りながら、一個人が營利のみの目的にて、單獨に此運動を爲すも、到底此の如き好結果を見るに至らざりしは、蓋し明白なりとす。

日本外史が支那到る處に翻刻せられ、坊間に流布するもの、其幾十萬部なるを知らず。萬國史記(岡本監輔氏著)も亦然り。上海書買云ふ予が知る所を以てするも、萬國史記の翻刻、高約三十萬部以上なり。是れ兩幹事が現に見聞する所なり。吾館既に清國に於て版權の特例を得、又其新書の必ず彼に賣れ行くべき見込立ち

じ。以上は從て之に對する大々的設備なかるべからず設備は  
他なし其資本を増加し疑々乎として事業を進行すること即ち  
本館を今に於て斷然株式組織と爲すは是なり此の如くせば  
左の如き利益あり

- 一 書籍を數多く出版するが故に其原價極めて低廉となる
- 一 出版常に先を制し機に後れざることを得
- 一 諸事整備するが故に完全の書籍を出版することを得
- 一 小出版者の杜撰濫刻を防遏することを得
- 一 彼の國朝野の信用を博することを得
- 一 我れ將來彼れの出版業を獨占することを得

現に清國に在て株式會社として國家的事業を爲しつゝある者  
は大坂商船會社の長江航路大東汽船會社の蘇杭航路あり又商  
品陳列所及び現に起業しつゝある北清航路此の數者皆國家的

精神を以て起り事業の進行するに從て營利的と爲るものなり  
國家的にして營利營利的にして國家國家的と營利的と互に首  
尾を爲す故に此四社に向て政府は相當の補助金を附與し以て  
其成功を期しつゝあるなり吾館も亦國家的事業に相違なきも  
事業の進行するに從て自然營利的となるべきは言を俟たす其  
大に營利的たるの日は即ち大に國家的精神を發揮するの時なり  
りと謂はざるを得ず即ち右諸社と全く其精神を同じくするもの  
なり或人曰く國家的事業は假令ひ利あるも以て私利となす  
を得ず其性質全く營利的事業と相反すればなりと是れ迂説なり  
彼の京釜鐵道を見ずや國家的精神を以て起るが故に政府も  
特に保護を與へ人民も亦相競ふて其株式に應募せるも非ずや  
而して其事業は遂に營利を以て成功を告ぐべきは論を俟たす  
吾館の事業と事異にして其意は則ち相同じ

吾邦の出版業者は何の書を論せず初版は大抵一千部多きも二千部を出でず然れども支那の出版物は必ず壹万乃至五万部を以て初版とす人口に比例すれば宜しく然るべき筈なり前内閣侍讀文廷式氏云ふ支那にて文官試験(科擧)を受けんが爲め實際熱心に讀書するもの人口千人に付き一人の割合なりと即ち其人口四億に對し全國を通して讀書人は四十万人あり是等は皆學問專攻の士にて所謂終身讀書に従事するものなり此外農工商業の人にして讀書するものも亦多し刻下普通教育未だ開けず學制の不完全なるは我か維新前の寺子屋と大差なし兒童を驅て學に就かしむるの方法更に其設け無きが故に國中没文字漢案外に多し概して之を言へは就學するもの吾邦に比し百分の一なるに拘はらず何等の書にても猶ほ能く初版に一万部以上を出版して優に其販路あるは要するに人口の饒多なるを其

國民か意外に讀書を嗜好するの結果と云ふべきなり

六

媾和談判結了に至らば清國政府は無論着々新政を施行すべし  
國の本は教育に在り先づ改正を要すべきは教育制度其次は科  
舉の方法なり現に北京に大學を起さんとして吾邦駐在の李公使  
は先般來我が大學制度を取調へつゝあり又西安行在所より新  
智識を求むべきの上諭出て南清諸總督は教員養成の企てあり  
と聞く左れば遠からず支那全國に大中小學校の設立を見るに  
至るべく從て普通教育の制度も立つべし果して此場合に至ら  
ば其教科用は供給する各種の書籍は蓋し莫大の數あらん吾邦  
の教科書出版業者は一縣下の教科書を引受んとして數千圓の運  
動費を費し激烈の競争を爲したる揚句幸に審査の撰に中るも  
年々出版の部數幾許ありや況や其撰に中らざるに於ておや吾  
館が既に支那に新書出版の基礎を立て又版權を受くるの先例

をも開きたれば普通出版の外今後更に進で其教科書の編纂出版にも着手せざるべからず吾館に於て今より其準備を爲さば其需用に應じ盛んに販路を廣むること決して至難の業に非ず支那全國を一學區と見做る之に向て其教科書を供給するを得るは實に是れ千歳一遇の時期にして又出版界に在ては眞に得難き有望の事業なりと信す

我か新書並に教科用書が漸次支那に普及するに至らば間接に我か實業者に非常の便益と信用を與ふるものあり即ち吾館の出版書は恰も實業者の先驅となり先づ入りて彼を啓發し彼をして日本は先進國なり師邦なりとの觀念を抱かしむるが故に我か實業者其後に尾して行くときは必ず彼の信用と敬愛を受くるを以て取引上莫大の便益あるべきは疑を容れず我か幹事か清國に在るの日三井洋行大坂商船會社漢口支店の如き支

那人に對する贈品として吾館出版の新書を用ゐたる例あり是れ彼を喜ばし彼を益し彼と親交を結ぶ上に於て他の物品より優等なりとの意も出でたるものなり吾邦維新後英書を讀みし時は英に取引多く獨書を讀みし時は獨に注文多く米に佛に皆然らざるはなし凡そ他國の書籍が先入主となりて其國民の腦力を左右するは是れ後進國の免れざる所あり左れば支那の維新も已に萌芽を發したれば我國が進て之と通商貿易し益々之を興旺ならしめんことを欲せば先づ我が新書を普及して彼の知見を啓き彼の耳目を我に傾注すること我國の最初英獨に於けるが如くならしむるの必要あるは言を俟たざるなり幸に我れ彼れと同文なるが故に新書を彼に發行するに於て十分の便利あり是れ到底歐米人の企て及ばざる所なり然れども歐米人も夙に此點に注目し現に支那各地に在りて著譯出版に従事するも

の少しとせず左れと此等の人は皆耶蘇教宣教師あるを以て其書の良否を問はず異教の點より之を忌避して購求する者極めて少きは却て我國の幸なりとす若夫吾館の新書が支那四百餘州に普及し戸讀家誦せらるの日は即ち彼れに在ては空文虚禮を剔去し新知實學を鼓吹するの時にして其時は吾館も亦國家的事業として無論成功を告げ而して營利的事業として大に飛躍するの秋なりとす

各種の方面より見るも吾館の事業は刻下支那に向て最大急務にして前途多望なるは論を俟たず是非とも遂行せざる可からざるの事業とす只其事業進行の上に於て小資本姑息の運動にては時機を失し成功素より望むべからざるのみならず恐らくは外人の手にて起業し我か期望通りに大成功を爲すものあらん我か手よて成功するに外人の手にて成功するに今後吾邦が

支那に對する百般施設の上に於て其利害得喪果して如何ぞや  
 是れ我館か此際斷然株式組織に改め其資本を増大にし其販路  
 を擴張し此機會を逸せず大々の事業として國家營利兩つなが  
 ら其成功を見んことを期望して止まざる所以なり

十

## 目論見書

一金貳拾萬圓

資本總額 株式四千株 壹株五拾圓

一金五萬圓

第壹回拂込高 壹株五分ノ壹

内金九千九百五拾圓

善隣譯書館讓受費

全金貳千圓

本館借家及器具等買入費

全金壹千圓

上海支局借家及器具等買入費

全金五百圓

創業費

全金參萬五千圓

新書參拾五種著譯出版費壹種金壹千圓ノ割

小計金四萬八千四百五拾圓

差引殘金壹千五百五拾圓

流動及豫備資金

### 營業設計

一金參萬五千圓

新書參拾五種ニ對スル支出高

右ハ壹部紙數大抵貳百枚以下トシ壹部出版費平均貳拾錢トシ壹種五千部出版ト定メ其費金壹千圓即チ參拾五種ニテ金參萬五千圓トナル

一金貳萬參千參百貳拾四圓

新書參拾五種ニ對スル利益高

右ハ壹部原價金貳拾錢ノ割ニテ賣價ヲ壹部最低額金四拾錢トシテ壹種五千部出版ノ内其三分之二即チ參千參百參拾貳部賣行クモノト見做シ其利益金六百六拾六圓四拾錢トナル即チ參拾五種拾壹萬六千六百貳拾部ニ對シ總利益金貳萬參千參百貳拾四圓トナル

內金壹萬貳千圓

東京本館上海支局壹個年經費見積

全金壹萬壹千參百貳拾四圓

純益金配當積立ノ割合ハ定款ニ由リ左ニ記載ス

純益金配當割合表

一金壹千百參拾貳圓四拾錢	積立金	(百分ノ十)
一金壹千百參拾貳圓四拾錢	別途積立金	(百分ノ十)
一金壹千百參拾貳圓四拾錢	賞與金	(百分ノ十)
一金六千七百九拾四圓四拾錢	株主配當金	(百分ノ六十)
一金五百六拾六圓貳拾錢	配當準備金	(百分ノ五)
一金五百六拾六圓貳拾錢	後期操越金	(百分ノ五)
計金壹萬壹千參百貳拾四圓		

營業說明

一 書籍紙數

出版書籍紙數大略貳百枚以下ト定メシヘ最初ノ出版ニハ簡單ノモノ多ク從テ紙數モ少ク且ツ漢文ハ簡單ナラサレハ明瞭ナラス和文ニ比スレハ字數極メテ省略シ得ラル、カ故ニ壹貳百枚ニテ和文ノ貳參百枚ニ匹敵スヘシ又大部ノモノヨリハ小冊子モノ、賣行キ善キハ獨リ吾邦ノ

ミナラス支那ニ於テモ大ニ此ノ傾キアリ但シ吾館ノ英華字典ノ如キ大版壹千三百餘頁ノモノ  
アリ是等大部ノ出版ハ其時々協定シテ可ナリ

### 一 壹部原價平均金貳拾錢

壹部紙數貳百枚以下トシ中ニ五拾枚ノモノモアルヘシ原價貳拾錢トセシハ其平均ヲ取リシモ  
ノナリ尤モ此ノ原價ノ内ニハ原稿料、組、刷、紙、紙型料トモ悉皆含有セルモノナリ左レハ  
壹部五千部賣盡シ再版ニ至ラハ其原價ノ大部分タル原稿料ト組代トヲ要セサルカ故ニ凡ソ原  
價ノ六分之ニヲ減スルヲ得ヘシ即チ貳拾錢ノ原價ハ拾四錢ト爲リ餘ノ六錢ハ利益ニ廻ルヘシ  
再版以上ハ殊ニ有利ナリ

### 一 壹種五千部出版

新書壹種ニ付キ五千部出版ハ吾邦ニ在テハ初版トシテハ或ハ多キニ過クルヤノ嫌ヒアルヘケレ  
モ理由書ニモ記述セシ如ク支那ニテハ何ノ書ヲ論セス初版壹萬部以上ナルハ是レ人口ニ比例  
セシ當然ノ事實ニシテ五千部ト定メタルハ其二分ノ一ナレハ決シテ過多ノ掛念アルヲ無シ

### 一 賣價最低額壹部金四拾錢

原價貳拾錢ノ書籍ニハ五拾錢以上ノ定價ヲ付スルハ相當ニシテ大抵支那ノ卸賣ハ八掛ナレハ  
定價五拾錢トスレハ手取り四拾錢トナル又官衙及直賣ハ無論定價ノ儘ナレハ其所得更ニ多シ

### 一 購讀人員ト賣捌部數

是ハ理由書ニモ述ヘシカ如ク文廷式氏ナドノ調査ニ由レハ支那ニテ文官試験ヲ受ケンカ爲メニ専門ニ讀書スルモノ千人ニ付一人ノ割合ナリト即チ人口四億ニ對シ四拾萬人ナリ此外受験ヲ目的トセスシテ讀書スルモノ亦頗ル多シ左レハ四億ノ四百分之一、四百人ニ就テ一人即チ全國ヲ通シテ壹百萬人ノ讀書人アルヘ之レヲ諸種ノ材料ヨリ調査シテ確實ナリトス吾邦維新前ハ讀書ハ士大夫以上若クハ僧侶ノ專有ノ如ク百姓町人ハ都テ不必要ト心得居タリシカ維新后ハ四民ヲ通シテカヲ學事ニ用ユルコト、ナリ讀書者ノ數遽ニ増加セシカ如ク支那モ媾和結了後ニ至ラハ早晚必ス此ノ現象ヲ見ルヘシ併シ是ハ未來トシテ暫ク措キ目下我カ新書ノ購讀者トシテ現在確定セル讀書人壹百萬人ノ内其九分ノ一強即チ拾壹萬六千六百貳拾人其人口四億ニ對シ凡ソ參千五百人ニ付キ一人ヲ得ルハ蓋シ易々タルナリ拾壹萬六千六百貳拾人カ一人一部ヅ、購讀スルトシテ貳萬參千參百貳拾四圓即チ營業設計通りノ収入ヲ見ルナリ若シ一人ニシテ二種以上ヲ購讀スルトセハ其賣高更ニ莫大ナリ又支那維新ノ氣運ハ十分熱シ居ルモ壓制ノ結果發セントシテ發セサルナリ故ニ新政一タヒ出テンカ其驥進或ハ底止スヘカラサルモノアラン左レハ我カ新書ノ此ノ氣運ト共ニ一時非常ノ流行ヲ見ルコト恰モ我カ明治初年ニ於ケル西洋事情ヤ輿地史畧發行當時ノ盛況ヲ呈スルヤモ知ルヘカラス

### 一新書出版參拾五種

右參拾五種ノ出版ハ凡ソ一個年間ニ完結ノ見込ナレハ最初一ケ年ハ漸次ニ出版發賣スルカ故ニ營業設計通りノ利益ヲ見ルヲ得サルハ豫メ心得置カサルヘカラス之ニ反シテ二ケ年以上ニ

至ラハ其種類從テ増加スルカ故ニ其設計以上ノ利益ヲ收ムルニ至ルハ必然ナリ

## 一 現在四種ノ書籍

右四種ノ書籍(大日本維新史國家學警察新法戰法學)ハ吾館カ既ニ出版セシモノニシテ就中殊ニ大日本維新史ノ如キ將來賣行極テ有望ナリ此四種トモ紙型現存スレハ只再版増刷スル迄ナリ且ツ之ヲ三十五種中ニ加入スルコト定メハ最初ヨリ再版ノ利益ヲ得ルノミナラス現在ノ書籍ハ其賣却ニ從テ原價ヲモ併セテ利益ニ組入ル、コトトナルナリ

## 一 印刷製本

右精密技術ヲ要スルモノ、外ハ上海ニテ印刷製本ヲ爲サハ便ニシテ且ツ廉ナリ何トナレハ原稿ノマ、上海ニ持チ行キテ同地ニテ印刷製本スルコトナレハ書籍トシテノ運賃及關稅ハ無論之ヲ要セサルノミナラス其印刷製本トモ吾國ニ比スレハ二三割方安價ナレハナリ若シ夫事業ノ進行スルニ從テ我上海支局ニ印刷部ヲ置カハ更ニ妙ナリト信ス

# 善隣學會規約書

第一條 本會の善隣學會と称するは四隣ニ交際するニ觀望し  
 心ヲ失ひて信義ヲ損じ禮節ヲ厚クシテ太平ノ永遠ニ維持  
 せんコトヲ第一ノ目的トスルヤリ

第二條 本會ハ本局ノ宗旨ヲ設ク其旁ニ學舎ノ營ミ

及至普通ノ學科ノ教育シ四隣ニ向ヒテ競争進取せんノ材藝

ヲ以テ薰陶せんノ最モ之ヲ務トシ漸ク支會ヲ隣州ニ設ル也

ノ交換シ文明ノ幼習をモトメ本又ハ此旨ハ此令レトスルニ由リテ  
 支會ハ朝野ノ諸國ヲ以テテハ我ラ以テ支會支會トスルニ由リテ

第三條 本會學校ニテ教示所ノ倫理修身ノ孔道ノ

教理ニ本會ニ至誠無息ノ道ニ及ミ其學舎ニテ日用實際

2-2  
仁11B

諸<sup>レ</sup>種<sup>ノ</sup>學<sup>ニ</sup>關<sup>ス</sup>ル<sup>レ</sup>制度<sup>ハ</sup>凡<sup>ク</sup>俗<sup>ニ</sup>慣<sup>レ</sup>習<sup>ス</sup>等<sup>ニ</sup>拘<sup>ル</sup>更<sup>ニ</sup>理<sup>學</sup>

教學<sup>ニ</sup>體<sup>裁</sup>等<sup>ヲ</sup>泰<sup>西</sup>取<sup>リ</sup>テ<sup>ハ</sup>寬<sup>ク</sup>容<sup>ル</sup>ル<sup>レ</sup>也<sup>ト</sup>ス

第四條 本會<sup>ニ</sup>屬<sup>ス</sup>ル<sup>レ</sup>學校<sup>ハ</sup>朝鮮<sup>支</sup>那<sup>魯</sup>西<sup>安</sup>南<sup>暹</sup>羅<sup>等</sup>

ニ<sup>別</sup>列<sup>ス</sup>ル<sup>レ</sup>學<sup>子</sup>入<sup>ル</sup>ト<sup>ハ</sup>欲<sup>ス</sup>モ<sup>ラ</sup>シ<sup>バ</sup>國<sup>法</sup>ニ<sup>依</sup>テ<sup>ハ</sup>悉<sup>ク</sup>之<sup>ヲ</sup>

許<sup>サ</sup>シ<sup>テ</sup>學<sup>修</sup>後<sup>ハ</sup>之<sup>ヲ</sup>與<sup>フル</sup>モ<sup>ト</sup>ス

第五條 外人<sup>ノ</sup>本會<sup>ニ</sup>屬<sup>ス</sup>ル<sup>レ</sup>學校<sup>ニ</sup>入<sup>ル</sup>ト<sup>ハ</sup>モ<sup>ノ</sup>邦<sup>人</sup>ノ<sup>支</sup>

會<sup>ニ</sup>入<sup>ル</sup>ト<sup>ハ</sup>モ<sup>ノ</sup>ル<sup>レ</sup>ハ<sup>ハ</sup>務<sup>ク</sup>之<sup>ヲ</sup>周<sup>知</sup>シ<sup>テ</sup>其<sup>ノ</sup>欲<sup>ス</sup>ル<sup>レ</sup>所<sup>ヲ</sup>

學<sup>修</sup>セ<sup>ル</sup>學<sup>暇</sup>中<sup>ニ</sup>某<sup>ノ</sup>營<sup>ニ</sup>國<sup>法</sup>ニ<sup>依</sup>テ<sup>ハ</sup>之<sup>ヲ</sup>行<sup>フ</sup>

毫<sup>モ</sup>妨<sup>ケ</sup>テ<sup>ハ</sup>キ<sup>モ</sup>ト<sup>ス</sup>

第六條 外國<sup>ニ</sup>在<sup>ル</sup>學<sup>生</sup>ハ<sup>ハ</sup>務<sup>ク</sup>之<sup>ヲ</sup>保<sup>護</sup>シ<sup>テ</sup>其<sup>ノ</sup>學<sup>修</sup>後<sup>ハ</sup>之<sup>ヲ</sup>與<sup>フル</sup>モ<sup>ト</sup>ス  
本會<sup>ニ</sup>屬<sup>ス</sup>ル<sup>レ</sup>學校<sup>ニ</sup>在<sup>ル</sup>學<sup>生</sup>ハ<sup>ハ</sup>務<sup>ク</sup>之<sup>ヲ</sup>周<sup>知</sup>シ<sup>テ</sup>其<sup>ノ</sup>欲<sup>ス</sup>ル<sup>レ</sup>所<sup>ヲ</sup>行<sup>フ</sup>

學に入るに初り格人ノ五又例アテテハ是ニ實ニ非常ノ要ニ也

第七條 本校ノ授業料及び飯費雜費等ハ日々世間普

通法ニ準ジテ一種又ハ二科ノ修スニ止マルモハ幾分ノ減ス

モトトシ

第七條 本會ニテハ正義公論ヲ主張シテ俗論ニ從フコトヲ要

セトス(凡)國法ニ背信スルノ本動アルノ許ナク<sup>各相</sup>人ノ身ヲ奉

ルモノハ本會ノ興リ知ル所ニ非ス

第八條 本會學校ノ生徒ハ實踐ノ主トシテ空言ノ責ハ不

朝ハ六時ヨリ起キ食ハ七八分ニ止ム<sup>止ム</sup>ヲ習慣トシ<sup>止ム</sup>忌不忌食

止<sup>止ム</sup>不<sup>止ム</sup>時<sup>止ム</sup>由<sup>止ム</sup>テ<sup>止ム</sup>本<sup>止ム</sup>分<sup>止ム</sup>學<sup>止ム</sup>暇<sup>止ム</sup>モ<sup>止ム</sup>テ<sup>止ム</sup>更<sup>止ム</sup>業<sup>止ム</sup>ニ<sup>止ム</sup>從<sup>止ム</sup>ズ<sup>止ム</sup>何<sup>止ム</sup>奇

天地間大運入之ノ知コトヲ學ス



其位科字も一偏の存の事也

又法ノ講スルガハキ愚ノ取ラズルモノトスルカハシ蓋シ世ノ  
由學迂儒ガ人ノ教先ノ弊ハ却ラ人ノ之ノ愚知ナシトモナリ不  
ハ務マ之ノ矯正スモノトス

第十一條 本館学校ノ師弟ノ礼節ヲシテ要シ節リ節

事弟子ノ學校ノ視テ逆旅ノ如ク日意教ヲ以テ進退ス

凡ソノ許サズ師スモノモ礼節ヲ守ラセテ教スベシ弟子ノ意ニ滿

タザルアハ之ノ指陳シ過スヲ知バ從ツラ改ム工夫ヲ下ルベシ

傲意ニシテ過ヲ聞クヲ教セズル先生ノ如キハ初メ之ヲ破セテ誤リヲ教メトモ協談シテ之ヲ  
モノトス年々モノトス怠惰浮薄ニシテ政俗衰ムル者ハ皆之ヲ更ス

第十二條 先生ノ相傳スルハ知徳ヲ洗練シ字識ヲ長養

スルヲ以テ主トシ互ニ師トシテ弟子トシテ心得アラシメテ要ス  
過シテ遂ゲルノ飾ハ己ニ益ナク人ニ益ナク知リテ國家用  
ノ大人物トナシトス工夫ニ怠ルベカラズモトス 衆知ニ身ニ非ズ

第十三條 本會ニハ日曜日トモ有志人ヲ招致シテ

内外古今ノ事情ヲ演説シ實際ニ経験シ得ル夏業ヲ講  
述身雜誌ヲ發行スルベク或ハ講議録ノモ発

刊スルシ生徒ノ作文ニ屬スルハ凡深シテ實用スルモノ  
刑正ノ文ノ考ニ附加シテ之ヲ発刊シ世人作文ノ便ニ

供スルベシ隣國異邦ノ文章トシテ凡世ニ傳ヘテ不朽ノ稱ハルニ定ムルハ  
漸ク發刊シテ長ク存留スルモノトス

第十四 本會ハ永遠ノ志ニ出ツルヲ以テ今ヨリ之ヲ發起シ

漸ク篤志ノ人トシテ合シテ以テ其志ヲ成スル者ニ賛成シ得テ

實際ニ從フスモノトス會員相持スル善惡ヲ答ヘテ互ニ滿意アリテハ論テ他人ニ從フ接スニ於テ不指アリトナリ交情ノ永遠ニ全クスベキモノトス

第十五條 本會ニハ特別會員名譽會員ノ置ク特

別員ハ本會ヲ監視ス資テ了名譽會員ハ若干金額ヲ納ルニテ數月又ハ數年ニ在リ本會ヲ維持スモノトス

東亞善濟學堂

第一本學堂の目清西國朝廷人材愛養の聖蹟也

亞大分の勉め善濟の大義也

清心國家有用の材器を培養し其教育の方針也

傳はるる東西百種の學を以て之の約也

少くも西國の學を以て之の約也

久遠の道也

第一志士門

第二志士門

第一志士門 又曰精神

第二志士門 又曰正科



第二道材所 即正科 正令ト物又

第三道徳門 即事科 正令ト物又

第四道庸門 即道徳科 授士ト物又

第五 第一本學堂の備置の清國<sup>此</sup>來の御學子卒業以上者學力

見者<sup>此</sup>應<sup>此</sup>正科<sup>此</sup>備科卒業。後若<sup>此</sup>の事<sup>此</sup>の同等の學力

見者<sup>此</sup>應<sup>此</sup>專士及<sup>此</sup>の士<sup>此</sup>等<sup>此</sup>の學力<sup>此</sup>優待<sup>此</sup>の

受<sup>此</sup>て<sup>此</sup>の<sup>此</sup>名<sup>此</sup>を<sup>此</sup>得<sup>此</sup>る<sup>此</sup>事<sup>此</sup>也<sup>此</sup>

第六本學堂の備置の清國<sup>此</sup>來の御學子<sup>此</sup>の學力<sup>此</sup>優待<sup>此</sup>の

第七教地理博物理化學漢文體操<sup>此</sup>等<sup>此</sup>の學力<sup>此</sup>優待<sup>此</sup>の

英文<sup>此</sup>の學力<sup>此</sup>優待<sup>此</sup>の

日文政治經濟教育法律數理天文地質文學金石漢文  
體操等項分別英學英文兼修社 漢學專科以上  
の特細則 設之此下又

第七條 本校之學生學期及休課等日及集會之便

第一學期 大陽曆 由之始 迄 清國主要之佳節 紀辰

第二學期 大陽曆 由之始 迄 清國主要之佳節 紀辰

每年學期

第一學期 自 〇月〇日 至 〇月〇日

第二學期 自 〇月〇日 至 〇月〇日

學期 何日何日 何日何日

第四條。評議員。論決會中重大事務。

第五條。每年十一月。設定期總會。討議時事。

第六條。幹事有視爲緊急之事者。乃設臨時總會。隨時集衆論議。

第七條。會友中如有欲脫會者。須稟告幹事。

第八條。擬會友每人定額醴金二十錢。以充本會經費。多醴者聽。

幹事。泉由次郎。鹿島信成。山本憲。山田俊卿。牧山震太郎。

◎善隣協會主旨

清韓與我。鼎立東方。利害所關。有類唇齒輔車。三國協和。平時文獻相資。有事竭力扶持。則雖有強國。孰敢侮之。若其不然。彼此猜疑。眈眈側目。而孤立乎。是所謂唇亡齒寒者。不尤可畏哉。我國自古忠厚成俗。及中世通好隋唐三韓。周孔名教大修。制度典章。燦然可觀。其德不可諉也。輒近氣運一變。泰西諸國。文藝興旺。有過東土。我

皇上登極之初。廣察宇內之情勢。取彼之長。補我之短。銳意革新。于茲三十有餘年。

方與泰西各國比肩駢轡。而清韓兩國。守舊不移。憂患落臻。豈非以其食古不化。尊內卑外。而不察海外今日之情勢乎。不及今爲之計。或恐有虎狼乘其覺。而我國亦大受其禍矣。此憂國之士之所日夜寒心弗措也。於是奮然決起。于新報。于政論。于工商。務講彼我公益者。接踵相望。此等事。皆目下急務。不可廢一。而更有一事尤急焉者。譯述新書。以啓迪兩國士庶者。是也。周孔大道。萬古一貫。而其政術與時變化。不可易耳。然而兩國之人。徒拘末節。事虛文。而與時背馳。宜乎其不能奏革新之功也。然則如之何而可。亦唯博採他邦實學。以長其才識。旁求近世新說。以啓其知見而已矣。而其法。莫如譯述我國及泰西有用諸書。以傳播之也。彼既啓發新智。通曉時務。則舊習積弊。自然澌滅。而富強文明之功。可期而待矣。其所以裨益東方諸國者。果何如哉。吾儕竊有慨於此。因欲譯述新書。以輸諸清韓。以表善隣之實。是所以糾合同志。創立本會也。

明治三十一年十一月

附 言

本會專主學問教育。絕不與政論相涉。不擇官民。不問內外。苟有以學識若資斧贊襄此舉者。均列會友。不設畛域。置幹事五名。書記數名。以處辦會務。凡事從會友公議。以措辦之。

### 著譯凡例

一會友中專門碩學者宿。一稱協修。而著譯校讐。各從其所長。

一自西學盛行於我國。于今三十餘年。其間所譯述。往往不免乖錯蕪雜。本會著譯。折衷碩學名士。鑒于從前得失。慎選擇。審取捨。期使清韓兩國不承其弊。

一泰西之書。大抵繁瑣周密。其言不免冗複。若逐句譯出。則不翅索然無味。恐使初學有望洋之歎。故本會譯法。務從節約。直譯難通者。迎意解之。不必一一拘泥。要簡明切當。使一讀得其要領。

一邦人譯西書。本無一定熟字。人人各異。紛無統類。學者苦無所適從。本會豫期以妥當文字。譯所謂學術語者。類集作為字典。使兩國學者不迷多歧。

二本會經會友協商。以編著群書外。兼應清韓官民之需。從事諸般譯述。

自閩越抵江浙。交游皆仰陳氏如泰山北斗。於是再取其書讀之。未有瑰奇絕特足以過人者。滋深疑之。乃問友人章君枚叔。枚叔曰。二程之學。淵源濂溪。而濂溪之師。乃鶴林寺僧壽涯。然則所謂道統者可知也。嗚呼。是果然乎。苟爲程朱理冤者。余願與聞之。

善鄰譯書館條議引

吾妻 兵治

清韓與我鼎立東方。有如唇依齒。如輔依車。平時則玉帛相盟。有事則患難與共。雖有強國。孰敢侮之。若其不然。彼此猜疑。暗貽側目。而各自孤立。是所謂唇亡而齒寒。輔敗而車覆者。可不深慮哉。我國自古忠厚成俗。風靡俗美。及中世通好隋唐三韓。傳周孔之教。制度典章。燦然具備。其德不可諼也。輒近氣運一變。泰西諸國。技藝迭興。通商互市。日臻富強。駸駸乎駕軼東土。我皇上登極之初。廣察宇內之情勢。取彼之長。補我之短。銳意革新。力求自強。乃得與泰西各國並駕齊驅。以卓立於東海之表者。三十餘載於茲矣。獨惜清韓兩國。尊內卑外。守舊不移。以致憂患荐臻。國勢日蹙。是殆不知所變者階之厲也。若不及今爲之計。或恐有虎狼乘其釁者。虢亡虞及。此憂國之士之所日夜寒心弗措也。於是奮然決起。於新報於政論。於工商。務講彼我之公益者。接踵相望。此等事。皆爲今日急務。不可廢一。而更有一事。

尤急焉。譯述新書。以啓迪兩國士庶者是也。周公制禮。鑑於二代。以定損益。孔子論爲邦。夏時殷輅周冕。並垂法則。洵爲千古之善變者也。今二國徒拘末節。事虛文。宜乎與時背馳。而不能奏革新之功者。不大可惜哉。然則如之何而可。亦惟博採他邦之實學。以長其才識。旁求近世之新說。以啓其知見。其法莫如譯述我國及泰西有用諸書。以傳播之也。使彼得啓發新智。通曉時務。則舊習積弊。自然釐革。而富強文明之功。可期而待矣。吾儕竊有見於此。因欲譯述新書。以輸諸清韓。以表善鄰之誼。是所以糾合同志。創立本館也。

#### 附言

本館專主學問教育。絕不與政論相涉。不擇官民。不問內外。有以學識資斧相助者。均列館友。館中置正副館長各一名。幹事會計各二名。書記數名。一切應辦諸事。均憑館員公議。和衷共濟。

#### 著譯凡例

- 一館員中專門碩學者。宿均稱協修。而著譯校讐。各從所長。
- 一自西學盛行於我國。於今三十餘年。其間譯述書籍。往往不免乖錯蕪雜。今本館著譯。折

衷碩學名士。鑒於從前得失。慎撰擇。審取捨。期使清韓兩國不承其弊。

一泰西之書。大抵繁瑣稠密。其言不免冗複。若逐句譯出。反覺索然無味。使初學有望洋之歎。茲本館譯法。務取簡明。直譯難通者。迎意解之。句妥字適。明白曉暢。庶幾一讀得其要領。

一邦人譯西書。本無一定熟字。學者苦無所適從。本館先取妥當文字。譯所謂學術語者。分類別門。作為字典。使兩國學者不迷多歧。

一本館經館友商量。以編著羣書外。兼應清韓官民之索。從事諸般譯述。

## 彙報

白人經營

白耳時國君臣近有經略亞東之志。其國民所放支那之資本。上於一百十二兆弗朗。即如蘆漢鐵路。明係其所辦。其志可謂不小矣。頃弗律悉府某刊行一旬報。題曰支那西伯利報。每月出二本。專述支那地理風俗產物商務等事項。以資於其國民考鏡云。又據二月二十

第二部  
整理稿  
篇

【資料一(a)】

東洋開国商社々則

東洋開国商社々則

第一 本社ハ東洋開国商社ト稱スヘシ。

第二 本社ハ東京府下 二設置シ、支社ヲ

大坂神戸ニ分置シ、出張所ヲ清国上海及各地ニ設ケルヘシ。

第三 本社ハ我国産物ノ販賣ヲ盛大ナラシメントスルニアリ。

清國及朝鮮國諸開港場ニ日本市街ヲ開キ、小賣  
ヲスルヲ目的トス。

第四 本社ノ株金ハ一株五円トス。一人ニシテ數株ヲ所有

スルモ勝手タルヘシ。一期金壹円ツ、拂込トス。

第五 本社ニ入社セント欲スル者ハ、資力アル者ハ資金

ヲ出シ、物品（我国産ヲ云フ）アル者ハ物品ヲ以テシ、亦

働力セントスル者ハ働力ヲ以テスルコトヲ得ヘシ。

第六 物品ヲ以テ入社スル者及ヒ其他入社ノ手續ハ、左ニ。

本社創業ノ際ニ尽力シ功勞アル者、及ヒ永ク業

務ニ従事シ功勞アル者ニハ、社中協議ノ上、相當ノ

株券ヲ附與スヘシ。又

国産物ヲ本社ニ預ケ、賣捌代金ヲ株金トナスコト

ヲ得ヘシ。又

諸物品ヲ本社ニ依托シ、右賣上金高ノ中、原價ヲ  
受領シ、殘金潤量之分ヲ株金トスルヲ得ヘシ。

## 善隣義会規則

### 善隣義會規則

第一 本會ノ大旨ハ、支那ヲ始メ廣ク隣国ニ交通シテ、共ニ道義

ヲ循守シ、文明ヲ企圖シ、大ニ物品ヲ交易シ、国益ヲ長

進スルニ在リ。

第二 本會ハ東京府下

ニ設置シ、支會ヲ

大坂神戸ニ分置シ、出張所ヲ清国上海及各地ニ設ケルモノ

トス。

第三 本會ハ我国産物ノ販賣ヲ盛大ナラシメンガタメ、

清國及朝鮮国諸開港場ニ日本市街ヲ開キ、一切諸物ヲ小賣

ニスルヲ目的トス。

第四 本社ノ株金ハ一株五円トス。一人ニシテ数株ヲ所有

スルモ勝手タルヘシ。一期ニ金壹円ヲ出スベシ。

第五 本社ニ入會セント欲スル者ハ、資力アル者ハ資金

ヲ出シ、物品アル者ハ物品ヲ出シ、又

働力セントスル者ハ働力ヲ以テスコトヲ得ヘシ。

物品ヲ以テ入會スル者及ヒ其他入會ノ順序ハ、凡

第六 本會創業ノ際ニ尽力シテ功勞アル者及ヒ永ク業

務ニ従事シ功勞アル者等ニハ、會員協議ノ上相當ノ

株券ヲ附與スヘシ。

第七 株金ハ国産物ヲ本會ニ預ケ、賣捌キタル代金ヲ株金ト爲

スコト

ヲ得ヘシ。又

諸物品ヲ本社ニ托シ、右賣上金高ノ中、原價ヲ

受領シ、残金潤量ノ分ヲ株金トスルヲ得ヘシ。

## 善隣義會四規

### 善隣義會四規

#### 第一規

本會大旨、在合我隣國人有志者、共講成德利用厚生之說。無內無外、一體平交、不存固我、相規相獎、以長智德、以圖公益。

#### 第二規

入此會者、各捐金多少、以為行善之資。其人不拘何種、皆可列會。其金皆托諸銀舖、從輿議決其使用法。如設學校聘賢士、編纂諸書、及招衆工、新興一切事業等項、議■既決、以從其事、則不復較其小利害。蓋本為義舉、故不以小害廢大功也。編著諸書、及製造器物等、皆從會幹協議、減定價幾分、以交會員。

#### 第三規

入此會者、欲其道德純粹、為內外人模範。虛心遜志、固其所宜、不得自尊自大、輕蔑外人。蓋斯橫目之族、而有頑陋難諭者、莫非吾黨分內之事、當諄々誘掖

以庶幾其進開明之域。況於同文諸國之民乎。又不

得輕侮先賢之言、攻擊異端之說。蓋孔子之道至正

至公、實為最上至極之訓典。吾黨遵奉不怠、所以體

天心盡人職。而老聃釈迦、亦皆古之博大真人、其言

不同、莫非因俗立教。吾儕後生當以意逆志、發其道

法之妙、以救斯民於迷途也。故列此會者、毋論浮屠

者流、皆必一體平交、要在磨練材德、以長公益。至於

冠婚葬祭諸儀、皆要從古禮增損斟酌、務全其真、不

得徒競虛美、耗散貨財及互相誹謗。

#### 第四規

每月會同一次、始于午後一時、終於午後六時。必聘德望者為賓師、講論道藝、畢行饗禮。其餘並置一爵一肉、皆係自費。擇時價最廉能養體者、使數人料理之。不得強旁人飲、獻酬交錯。

【資料三】

善隣義會五規

善隣義會五規

一 吾黨結社之意、在合我同文諸國人、有志於斯民者、與講天人之道、博修五洲之學。無內無外、一牀平交、不存固我、相規相獎、以長智德、以圖公益、以固唇齒相保之勢、以尽同舟共濟之義。盖欲俾同文諸國人民、均躋開化之域、以永保天祿於亜細亜洲内、不得不從事於此。

一 凡欲入此會者、各捐多少金、以爲行善之資。若其有志人、不拘何種、皆可得列于會。其保管資金者、必撰其人。至於使用方法、則社員投票、以決其可否。如設學校、營聖廟、聘賢士、招衆工、及發兌日報、編纂諸書、新興一切公益等項、議既決、以從其事、則不復較其小利害。蓋本爲義舉、故不得以小害廢大功。

一 凡入此會者、欲其道德純粹、爲內外人模範。虚心遜志、固其所宜、不得自尊自大、輕蔑外人。盖斯橫目之族、而有頑陋難諭者、莫非吾黨分内之事、則當諄々誘掖、以庶幾其進開明之域。況於亜細亜諸國同文同種之民

乎。又不得輕侮聖賢之言、攻擊異端之說。盖孔子之道即天地之道、至正至公、至精至純、實爲最上至極宇宙第一之訓典。吾黨遵奉不怠、所以牀天心、尽人職。而老聃釈迦、亦皆古之博大真人、均爲亜細亜之精神。而其言之不同、畢竟因俗立教之故。吾儕後生、當以意逆志、發其道法之妙、以救斯民於迷途也。故入此會者、毋論浮屠者流、皆必一牀平交、唯在磨煉智德、以成教于國。

一 每月會議一次、以第二日曜日爲之。始于午後一時、終於八時。置一爵一肉、若茶與煙草、從各人所欲。

一 必有會長、姑且不定其人。假撰一名、總攝庶務。其諸員月俸、唯取其充衣食。俟有功效、乃論增俸。

監輔草

伏乞

大正

〔重野安繹 三島毅 評語〕

若其句、約作

其人二字。〔墨書〕

若夫一句削。

種下、補人

字。〔朱書〕

虚心上、補故

字。〔朱書〕

学者不可無

此天空海濶

之量。〔朱書〕

包括积老、皆

在我度内。議

論更洪大、

先獲我心

矣。不得不加

圈。〔朱書〕

善隣義会、洵為盛舉。使彼此人士果行之、東洋全局

之幸福也。但事極遠大、不能驟舉行。然人能存此遠志、蓄

此偉略、雖

其事未行、亦為有益乎國家矣。

安繹妄評〔墨書〕

〔安繹妄評の右行〕中洲三島毅妄言〔朱書〕

【資料四④】

## 善隣協會主旨〔第一稿〕

善隣協會主旨

清韓與我鼎立東亞、利害所關、有如唇齒輔車。三國同心戮力、平時則文獻相資、有事則緩急相濟、以厚隣交乎。雖泰西列強、孰敢侮之。若其不然、猜疑相間以失和親、則所謂蚌鷸之爭。爲漁人之利者。雖欲不胥及湖、得乎。自我國中世通好隋唐三韓以來、儒教東漸、盛行海內、典章文物、資于彼者極多矣。其德亦不可諉也。輓近風氣一變、泰西諸邦、文化興旺。我皇上登極之初、廣察宇內之情勢、取彼長補我短、銳意革新。于茲三十餘年、遂得與歐美列國比肩駢鑣。而清韓兩國、墨守舊株、積衰不振。內憂外患、又相續起、殆有四分五裂之勢。不及今爲之計、恐至不可拯、而我國亦將受其禍。此憂國之士、所日夜寒心弗措也。於是志士慷慨決起、于新報于政論于通商于工務、會友訂盟、以講兩國之利害者、陸續相接。此時勢使之然也。雖然、持危扶顛、自有本末。想方今之事、更

有最急者焉。夫兩國所以致今日之弊者、豈非以其尊內卑外、貴古賤今、而不曉當今形勢乎。果然、其匡救之道無他、在博採他邦之學術、以育其實才、旁求近世新說以啓其知見而已矣。而其法莫如譯術我

（中斷）

【資料四⑥】

## 善隣協會主旨〔第一稿改訂稿〕

善隣協會主旨

清韓與我鼎立東方、利害所關、有如唇齒輔車。三國

同心戮力、當平世文獻相資、有事緩急相濟、則

雖泰西列強、孰敢侮之。若其不然、猜疑相閱、

各自孤立、則是所謂唇亡齒寒者、不尤可畏哉。

我國創見最古、忠厚成風。而自中世通好隋唐三韓以來、儒教

盛行乎海內、典章文物、煙然修舉、其德固

不可諉也。輓近風氣一變、泰西諸邦、文藝旺盛、有過東土哉。

皇上登極之初、廣察宇內之情勢、取彼之長、補我之短、銳

意革新、于茲三十餘年、遂得與歐米列國比肩駢鑣。

而清韓兩國、陵夷不振、內憂外患繼

起。或恐分崩離析「析」、至不可收拾、遂外客乘釁、

而我國亦將大受其禍矣。此憂國之士之所日夜寒心弗措

也。於是乎奮然決起、于新報于政論于工商、

會友訂盟、以講兩國利害者、接踵相望。孰不謂兩國

尊內卑外、貴古賤今、而不知海外今日之形勢、所以致衰絀已甚

也。然而更

有一事尤急者焉。

博採他邦學術、以育其才能、旁求

近世新說、以宏其識量者是已。其法莫如譯術我

(中斷)

【資料五②】

## 善隣協會主旨〔第二稿〕

善隣協會主旨

日清韓三國鼎峙東洋、以成唇車輔車之勢、彼此關  
係綦重且大矣。三國協和扶持、當平世文物相資、有  
事交相應援、以企圖富強也。泰西列國、何由得窺我  
罅隙、施其詐術焉。儻或不然、袖手冷眼旁觀、甚至猜  
疑反目、互相背馳唾棄、曾無之回顧乎。是所謂唇亡  
齒寒者、雖欲國之不滅、民之安居、得乎。是理勢之極  
易睹者也。我大日本帝國、自夙察宇內之大勢、務採  
泰西文物技藝、銳意規圖革新。以來三十餘年、于茲  
幸獲與歐米列國比肩駢鑣。而清韓兩國、積衰不振、  
內憂外患、相因婁臻、殆有分崩離析「析」之勢。不及今爲  
之計、恐至不可收拾、而我帝國亦從之、必受其禍矣。  
是憂世之士之所寒心弗措也。於是有志士攘臂而  
興者、接踵相望。于新報于學校于政事、訂盟立約、以  
爲兩國謀、夫豈得已乎。此種事業、固爲今日急務、不

得缺一、而又自有尤急者焉。彼兩國所以致有今日  
之危者、豈非以咀嚼古道而不通時變、墨守舊染陋  
規而不達今日文化乎。苟欲匡救之、非據泰西新說  
啓發其知見、不可。而據西說發知見、莫若擇其易通  
之書、著譯述以授之。彼既具文明之知識、通今日情  
況、則舊染汚俗自消、革新之實日舉、而富強之功可  
坐而致也。故今日爲兩國計者、莫急於譯述西書徧  
授其國人。本會欲專當此任、以啓迪兩國士庶。此所  
以順氣運適時勢、即所以代國家、盡操觚之責也。

附言

本會本屬純然學問教育之團隊、絕無與政事相關。  
官民一體、內外無別、凡爲學術投資金以贊襄此業  
者、盡稱會友。且使服勞者、收若干報酬價銀、不附別  
式名目。立幹事二名、書記數名、執掌事務。不置會長

總理等、從會友公論而措辦之。

創設之際、募資金於官民、以刊行一切書籍。至普及清韓士庶之後、儲其所得、以維持本會、傳諸永世。

#### 譯述方法

- 一 一定譯字、逐次編成字書。
- 一 泰西之書、率皆引用過繁、其言不免冗漫、動輒累千萬言。初學者茫洋殆乎無由津涯。本會務節約之、庶乎一讀得其要領矣。
- 一 會友必以專門學士一世所推者爲之。凡有所譯述、必使其仔細點閱、以期不致誤謬、然後刊行之。

【資料五⑥】

善隣協會主旨 [第二稿改訂稿]

善隣協會主旨

日清韓三國鼎峙東方、以成唇齒輔車之勢。彼此關係、甚重且大矣。三國協和扶持、當平世文物相資、有事交相應援、以規圖富強也。泰西列國競試暴威者、何由得窺我

罅隙、施其詐術焉。若其不然、或冷眼旁觀、或袖手不顧、如四

牀麻痺不知痛痒者、或猜

疑反目、互相唾棄、而各自孤立乎。是所謂唇亡

齒寒者、雖欲國之不滅、民之安居、得乎。是理勢之極

易睹者也。我大日本帝國、自古忠厚成俗、孝敬無二。及應神朝、

儒教東漸、周孔大道、秩然章明、國家名分大修。孝德天智朝、

取長隋唐、百度燦然可觀。而後世陵夷者尚矣、可不慨哉。至

今上御宇、鑒乎皇祖皇宗之遺訓、夙察宇內大勢、務採

泰西文物技藝。自此以來、銳意革新、三十餘年、

幸獲與歐米列國比肩駢轡。而清韓兩國、積衰不振、

內憂外患相因、災害荐臻、殆有分崩離析「析」之勢。不及今爲

之計、恐至不可收拾、而我帝國亦將受其禍矣。

是憂世之士之所寒心弗措也。於是奮然攘臂而

興者、接踵相望。于新報于教育于政論、訂盟立約、爲兩國謀、夫豈得已乎。此等事業、固爲今日急務、不得廢一。而又有尤急者焉。彼兩國所以致有今日

之厄者、豈非以咀嚼古義而不察時變、墨守歷代陋

規而不知近世文化乎。苟欲匡救之、非據泰西新說、

啓蒙訂頑、以養其知思、不可。其法莫若擇西書易通

者、譯述以授之。彼知識日新月進、漸通各國今日之情、

則舊染汚俗、自然消靡、而文明富強之功、可

坐而致也。故今日爲兩國計者、莫急於譯述西書徧

授其國人。本會欲專當此任、以啓迪兩國士庶、所

以順氣運適時勢、即所以代國家盡職分也。

附言

本會本屬純然學問教育之團隊、絕不與政事相關。

官民一例、內外無別、有爲學術投資金以贊襄此舉

者、盡列會友。且使服其勞者、收若干報酬價銀。

立幹事二名、書記數名、整理事務。不置會長

總理等、從會友公論而措辦之。

創建之際、募資金於官民、以刊行一切書籍。至徧敷清韓士庶之後、儲其所得、以維持本會、傳諸永世。

#### 譯述方法

一 一定譯字、逐次編成字書。

一 泰西之書、率皆引用過多、其言不免冗漫、動輒

累千万言。初學者茫洋殆乎無津涯。本會務

節約之、庶乎一讀得其要領矣。

一 會友以專門學士一世所服者爲之。凡有所

譯述、使其仔細點閱、以期不致誤謬、然後刊

行之。

#### (欄外書込)

周孔之道、終古不磨、如日星

麗乎天。而其政府與時變化、

以不可易已。彼兩國

之民、拘泥末節而昏於爲政。

生今之世、反古之道、宜乎其

致有今日也。

【資料六a】

## 善隣協會主旨 [第三稿]

善隣協會主旨

日清韓三國鼎峙東方、以成唇齒輔車之勢、彼此關係綦重且大矣。三國協和提挈扶持、當平世文物相資、有事互交應援、以規圖富強也、泰西列國逞暴威者、何由得窺我罅隙、施其詐術焉。若其不然、或冷眼旁觀、或袖手不顧、如四躄麻痺不省痛痒者、或猜疑反目唾棄、而各自孤立乎。是所謂唇亡齒寒者、雖欲國之不滅、民之不殲、得乎。是理勢之極易睹者也。我大日本帝國、自古忠厚成性、孝敬無二。及儒教東漸、周孔大道、秩然章明、國家名分大修。孝德朝、取長隋唐、百度燦然可觀。而後世風化陵夷者尚矣、可不慨哉。至今上御宇、鑒于祖宗之遺訓、夙察宇內大勢、務採遠西文物技藝。自此以來、銳意革新、三十餘年、幸獲與歐米各國比肩駢轡。而清韓兩國、積衰不振、內憂外患相因、災害荐臻、殆有分崩離析「析」之勢。不及今爲之計、恐至不可收拾、而我帝國亦將受其禍矣。是憂世之士之所寒心弗措也。於是有奮然攘臂而起

者、接踵相望。于新報于教育于政論、訂盟立約、以爲兩國計、夫豈得已乎。此等事業、固爲今日急務、不可廢一、而又有尤急者焉。彼兩國所以致有今日之難

(中斷)

【資料六⑥】

善隣協會主旨 [第三稿改訂稿]

善隣協會主旨

日清韓三國鼎峙東土、其勢相閱、有類唇齒輔車。

三國一心協和扶持、當平世文獻往來相

資、一旦有事、彼此策應救援也、雖有強暴者、

惡得乘我罅隙焉。若其不然、或冷眼

旁觀、或袖手不問、如四跡麻木不省痛痒者、或猜疑

反目唾罵、而各自孤立獨行乎。是所謂唇亡齒寒者、雖欲

國力旺盛、民物康阜、得乎。是理勢之極易暗者也。我

大日本帝國、自古忠孝成性。

周孔名教、秩然大修。通好隋唐、情交甚密。西南諸國莫不來王。

而後世風化萎靡不振者、千有餘載矣、是果誰之過也。

及今上明治御宇、廣察宇內形情、網羅

遠西文藝、銳意革新、三十有餘年、纔

獲與歐米各國比肩駢轡。雖因天皇聖明、臣民奉行不怠、抑亦祖

宗英靈使之然也。而清韓兩國積衰不起、內

憂外患相因、殆有四分五裂之患、未審彼國臣民誰能糾合之者

也。不及今

爲之計、恐至不可收拾、而我帝國亦將大受其災矣。此

憂世之士之所寒、心弗措也。於是有奮然攘臂決起

者、接踵相望。于新報于教育于政論、訂盟立約、以爲

彼我計、夫豈得已乎。此等事業、固爲今日急務、不可

廢一、而又有尤急者焉。彼兩國所以致有今日

(中斷)

善隣協會主旨〔第四稿〕

善隣協會主旨

日清韓三國鼎峙東土、其勢相關、有類唇齒輔車。三國一心協和扶持、當平時文獻往來相資、有事彼此策應接濟也、雖有強暴者、惡得遽窺我罅隙焉。若其不然、或冷眼旁觀、袖手不問、如四躄麻木之人、未曾省一身痛痒、或猜疑反目唾罵、而各自孤立獨行乎。是所謂唇亡齒寒者、雖欲國勢不動、民物康阜、得乎。我大日本帝國、自古忠厚成性、孝敬無二。周孔名教、秩然大修。通好隋唐、情交甚密、西南諸蕃莫不來王。而後世風教萎靡不振者、千有餘載矣、是果誰之過也。及今上明治之初、廣察宇內情勢、網羅遠西文藝、銳意革新、勵精圖治、于茲三十有餘年、纔獲與歐米各國比肩駢轡。雖藉君德聖叡、臣民奉行匪懈、抑亦祖宗使之然也。而清韓兩國積衰不起、內憂外患相因、殆有四分五裂之勢、未審彼國臣民誰能救回之者也。不及今爲之計、切恐至不可收拾、而我帝國亦將大受其禍矣。是憂世之士之所寒心弗措也。於是

有奮然攘臂決起者、接踵相望。于新報于教育于政論、訂盟立約、以爲彼我計、夫豈得已乎。此等事業、固爲今日急務、不可廢一、而又有尤急者焉。彼兩國所以致有今日者、豈非以其食古不化、固陋自甘、而不知今日爲何如世界乎。周孔大訓、終古炳焉、如日月麗乎天。而其政術與時變化、不可易已。兩國之人、拘泥末節、昏乎爲政、生乎今之世、反古之道。宜乎其致衰絀日甚也。苟欲匡救之、非據泰西新說、啓蒙訂頑、以長其知見、不可。而其法莫若擇西籍易通者、譯述以授之。彼知識日進、漸通各國今日之情、則舊染汚俗、自然冰消。而富強文明之功、可翹足而俟、其勢將見一變至於古昔盛代。西北諸國、斂衽聽命、其所以裨益我國風教者、可勝言哉。今日爲清韓慮、莫急於訊述西籍、徧授其國人。吾黨欲當此任、以效報國孤忱、是所以有本會之設也、亦惡可已乎哉。

附言

本會係學問教育一邊、絕不與政論相關。官民一例、內外無別、有投資金以贊襄此舉者、無清韓人、尽列會友。且使服其勞者、收若干酬銀。立幹事二名、書記數名、整理事務。不置會長總理等、從會友公論而措辦之。

創建之際、募資金於官民、以刊行一切書籍。埃徧布清韓士庶之後、漸儲其所得、以維持本會、傳諸永世。

【資料七⑥】

善隣協會主旨〔第四稿改訂稿〕

善隣協會主旨

日清韓與我鼎峙東方、利害相關、有類唇齒輔車。三

國一心協和、當平世文獻往來相資、有事竭力相扶

持也、雖有強暴者、惡得逞其毒噬焉。若其

不然、或冷眼旁觀、袖手不問、如麻木人不

省痛痒、或彼此猜疑睨々側目、而各自孤立惛々孑然乎。則

是所謂唇亡齒寒者、雖欲其不淪胥、得乎。

我大日本國、自上世習尚忠厚、渾樸自然。及與三韓隋唐交通、

周孔名教東漸

文物燦然其備

其德固不可讓也。嗣後風化萎靡者、殆一千載、得非以學者流無

人乎。

及今上登極之初、遠覽宇內氣運進化之狀、網羅泰西各國之百科

學藝、

取長補短、無所不至。銳意革新、勵精圖治、于茲三十有餘年、

幸獲與歐米

列強比肩駢轡。而清韓兩國、積衰不振、與我國中古一揆、加之

以有外患、

殆有四分五裂之勢、何人能爲之

者。切恐致有封豕長蛇、乘其罅隙、而我帝國亦

將大受其禍。一念及此、可爲痛憤流涕長大息也。於是

有志士奮然決起者、前後接踵相望。于新報于教育于政

論于通商、訂盟立約、以爲兩國慮、安可已也。此等事業、固

爲赴時急務、而又有種尤急者焉。熟思兩國所

以致有今日之狀者、豈非以其食古不化、固陋自甘、而不

察知輓近各國爲何情態乎。周孔訓典、終古炳焉、如日月

麗乎天、而其政術與時變化者、固不可易已。兩國學者、拘

泥末節、昏乎爲政、生乎今之世、反古之道。宜乎其致

衰絀日甚也。苟欲匡救之、非據今世說

以長其知見、不可。而其法莫如檢我國暨泰西典籍有用者、逐次

譯述

以授之。彼既通各國今日之情、則舊染汚

俗、自然冰消、而富強文明之功、可翹足而俟。

其所以

裨益我國風教者、果何如哉。

吾黨欲當訊述之、以洽同文之慶、

是所以有本會之設也。切望博雅贊襄、不勝區々憂國之至情。

附言

本會專主教學一邊、不與政論相關。官民一例、

內外無別、有投資金以贊襄此舉者、無清韓人、尺列

會友。且使服其勞者、收若干酬銀。常立幹事二名、書記

數名、整理事務。不置會長總理等、凡事從會友公論而措

辦之。

設會之初、募資金於官民、刊行一切書籍。及徧布

清韓士庶、漸儲其所得、以維持本會、傳諸永世。

【資料八②】

善隣協會主旨 [第五稿]

善隣協會主旨

清韓與我鼎立東方、利害所關、有類唇齒輔車。三國一心協和、當平世文獻往來相資、有事竭力相扶持

也、雖有強暴者、惡得遽逞其毒噬焉。若其不然、或冷眼旁觀、袖手不問、如麻木人不省痛痒、或彼此猜疑、

睨々相讒、而各自孤立孑然乎。則是所謂唇亡齒寒

者、雖欲其不淪胥、得乎。我大日本國、自上世習尚忠厚、渾樸自然。及與三韓隋唐交通、周孔之教東漸、典

章文物、燦然修飾、其德固不可諉也。爾後風化陵替

者、殆一千載、非以學者無其人乎。今上登極之初、遠

覽宇內氣運進化之狀、網羅泰西各國之百科學藝、

取長補短、銳意革新、于茲三十有餘年、幸獲與歐美洲強比肩駢轡。而清韓兩國、積衰不振、與我中世一

揆、加之以內憂外患、殆有四分五裂之勢、未審何人

能爲之者。切恐致有封豕長蛇、乘其罅隙、而我國亦將大受其禍矣。一念及此、可爲痛憤也。於是有志士

奮然決起者、前後接踵相望。于新報于教育于政論

于通商、訂盟立約、以爲兩國慮、夫豈得已乎。此等之事、固爲赴時急務、而又有一事尤急者。熟思兩國所以致有今日之患者、豈非以其食古不化、固陋自甘

(中斷)

【資料八⑥】

善隣協會主旨〔第五稿改訂稿〕

善隣協會主旨

清韓與我鼎立東方、利害所關、有類唇齒輔車。三國

一心協和、當平世文獻往來相資、有事竭力扶持

也、雖有強暴者、惡得遽逞其毒噬焉。若其不然、或冷

眼旁觀、袖手不問、如麻木人不省痛痒、或彼此猜疑、

睚眦相讒、而各自孤立孑然乎。則是所謂唇亡齒寒

者、雖欲其不胥及溺、乎。我大日本國、上世風習尚忠

厚、渾樸自然。及與三韓隋唐交通、周孔之教東漸、典

章文物、燦然修飾、其德固不可誣也。嗣茲以降、風化陵替

者、殆一千載、非以學者不得其人乎。今上登極之初、遠

覽宇內氣運進化之狀、網羅泰西各國之百科學藝、

取長補短、銳意革新、于茲三十有餘年、幸獲與歐米

列強比肩駢轡。而清韓兩國、積衰不振、與我中世一

轍、加之以內憂外患、殆有四分五裂之勢、未審何人

善爲之者。切恐致有封豕長蛇、乘其罅隙、而我國亦

將大受其禍矣。一念及此、可爲深慨痛憤也。於是有志士

奮然決起者、前後接踵相望。于新報于教育于政論

于通商、訂盟立約、以爲兩國慮、夫豈得已乎。此等之

事、固爲赴時急務、而又有其事尤急焉者。熟思兩國所

以致有今日之患者、豈非以其食古不化、固陋自甘

（中斷）

## 譯述方法〔甲稿〕

### 譯述方法

- 一 一定譯字、逐次編成字書。
- 一 泰西之書、率皆引用過多、其言不免冗漫、動輒累千百言。初學茫洋殆乎無津涯。本會務節約之、庶乎一讀得其要領矣。
- 一 會中必有專門學博一世所推服者。凡所譯述、使其仔細閱讀、以期不致舛誤、然後刊行之。
- 一 西學行於我國、于今數十年。其間往々顛倒秩序、輒致先高深後卑賤、甚至不辨我國體何如。而先講共和革命等書、其流毒天下、亦不淺矣。本會譯書、就正有道碩學、鑒乎三十年間得失、撰擇不苟、秩序嚴正、使兩國臣民、無踏我之覆轍。
- 一 本會本旨、在於自己撰擇編著。然亦兼應兩國人請、譯述諸書。

【資料九⑥】

譯述方法〔甲稿改訂稿〕

譯述方法

- 一 一定譯字、逐次編成字書。
- 一 泰西之書、引用過多、其言不免冗漫、動輒累千百言。初學茫然、如濟大水無津涯。本會務節約之、無不簡明切當、庶乎一讀之下、得其要領者矣。
- 一 本會立專門碩學、立論精微、一世所服者為賓師。每有譯述、使其仔細閱讀、以期一語無誤、然後刊行之。
- 一 自西學大行於我國、于今三十年。其間譯述極多、往々紊亂燕雜無次、動輒先高深後卑賤、甚至不問我國體。先訊革命等書、其流毒國內、亦不淺矣。本會譯書、誓就正有道先生、不許輕俊子弟容易容喙。鑒乎三十年間得失、
- 一 以要撰擇精當、秩然有條不紊、使清韓臣民、無踏我之覆轍。
- 一 會之大旨、在於自己撰擇編著。然亦兼應兩國人請、譯述諸般要書。

【資料十】

譯述方法〔乙稿〕

譯述方法

一 譯述西籍、本有一定熟字。率係我國先輩所撰、不知果當否。今從之、編成字書、其下附以原語、使清韓人檢其當否、從心所安、自取捨焉。

一 泰西之書、引用過多、其言不免冗漫、動輒累千百言。初學茫然、如濟大水無津涯。本會務節約之、莫不簡明切當、庶乎一讀之下、得其要領者矣。

一本會立專門碩學、立論精微、一世所推服者爲賓師。每有訳述、使其仔細閱讀、以期一語無誤、然後刊行之。

一 自西學盛行乎我國、于今三十年。其間譯述極多、往々紊亂蕪雜、動輒先高深後卑賤、甚至不問我國躉。而先訳革命等書、其流毒國內、亦不淺歟矣。本會訳書、誓就有道先生、不許輕俊才子容易評論。鑒乎三十年得失、以要撰擇精當、秩然有條不紊、使清韓臣民、無踏我之覆轍。

一 會之本旨、在於自己撰擇編著。然亦兼聽清韓人所請、譯述諸般必需之書。

「無題目文書」

第一則

本會講學、一以孔子爲宗。毋論何種何學之人、皆得入會。然其授業生徒、以程朱爲準則。

第二則

本會不禁外國人入會。然不許評兩國政事之得失。違者斥之。

第三則

本會不置會頭。立會監數人、每月定期集會、講道評文、坐無尊卑之別、特分長幼。

第四則

本會立客員、係專贊成本館者。

第五則

入會必納金若干、以充出口口費。書成則減定價三分以交付之、著書不滿口意、則以金易之。

第六則

會員有好書裨益世教者、附意見送本會、則會員協議出金發兌。得償原金以上、乃分其利、附十分之二於其人、收其八於本會。其係數人或一人出金者、亦從本會斡旋。償原金以上、附十分之八於出金者、附其二於總會。若夫自著之書、本會出金上梓者、必分

其所得之四、而本會收其六。

第七則

本會編次雜記、自第一集始。而其至第十集幾百集止、則未可豫知也。要每一集爲一部、不嫌前後不倫。

雜記所載、皆古今文詩、係社友平日所珍、或加評註或旁訓、無定例、使人一讀爽快。如社友有異聞奇話新說及翻譯新聞之作、亦必從協議。雖生徒所作之文、其有補于世教者、詳加刪正而登錄焉。

第八則

本會所著書籍、本會自任板權。內外國人、相約以保其權。

第九則

內外國人、合爲一徒、以信義爲第一、不得一相欺罔祖庇。如會員賣

買諸物、皆監察之、收利有常度、從公而定之、登記諸簿、以杜罔蔽。

第十則

本會立發起若干人、任一歲房價諸費。

第十一則

置活板局於上海、印刷好書。遣數人、監修之。

「無題目文書」〔改訂稿〕

第一則

本館講學、一以孔子爲宗。明辨君臣父子之大倫、敬師尊道、正心術飭品行、重禮讓主忠信。毋論何種何學之人、皆得入會。然其授

業生徒、率以程朱爲準則。

第二則

學校立教師幹事、更置特別教員。期幾時間、教授生徒。

第三則

生徒卒業限三年、附之証書。其学科分六等、講讀以聖經國史爲主。

第一年經學先教孟子、次論語。歷史先教讀史餘論、國史紀事本末、

次左傳。文章先教唐宋八家、次杜詩。

第二年經學先教學庸、次詩經。歷史先教日本紀、續日本紀、次戰

國策。文章先教荀子、次管子。

第三年經學先教書經、次周易。歷史先教史記、次令義解。文章先教

韓非子、次莊子。

第四則

泰西叢書、可講者甚多、不妨涉獵。然要與聖經大旨不相悖、率待

教師品

評而講讀之。

第五則

本館不禁外國人入會。然以重國體報國家爲至要、不許評論彼此政事之得失、違者斥之。

第六則

本館不置會頭。立會監數人、每月定期集會、講道評文、坐無尊卑、特分長幼。

第七則

本館立客員、係專贊成本館者。

第八則

入會納金若干、以充著述諸費。書成則減定價三分以交付之。

第九則

會員有好書裨益世教者、附意見送本館、則會員協議、出金上梓發兌。

能償原金以上、乃分其利、附十分之二於其人、收其八於本館。

其係數人或一人出金上梓者、亦從本館周旋發兌。能償原金以上、

乃分其利、配十分之八

於財主、收其二於本館。若夫自著之書、本館出金上梓者、竣其能償原金、必乃

分所得之利、配四於著撰者、而收六於本館。

#### 第十則

本會編次雜記、

登錄古今文詩、社友平日所劇賞者、或加評註或旁訓、無定

例、使人一讀爽快、道理躍々然而出。如社友有異聞奇話新說、亦必從協議、開載登錄。雖何人所作、其有補于世教者、皆竣其請正而登記焉。

每一集爲一部、不嫌前後不倫。

#### 第十一則

本會所著書籍、本會自任板權。內外國人、相約以保其權。

#### 第十二則

內外國人、合爲一徒、以信義爲第一、不得一相欺罔。如會員賣買諸物、亦皆監察之、收利有常度、從公而定之、登記諸簿、以杜罔蔽。

#### 第十三則

本會立發起若干人、任一歲房價諸費。

#### 第十四則

置活板局於上海、印刷好書。遣數人、監修之。

#### 第十五則

本館務與清國人立約相保、要在厚信義以便兩國。如買地基於上海

等處、列我房屋、以充邦人寄寓、及

設博物館、以供清客縱觀、洵爲本旨所在、未可与昧者言以致其嗤耳。

#### 第十六則

本館同志創業者、曰有井範平、曰大石秀實、曰丹羽忠道、曰岡本監輔、曰秋永蘭二郎、曰大野大衛、曰谷口俊四郎、曰椿時中、曰日下

寬、曰植松彰、均任著述教授。今後有人

會者不厭多、要從創業者協議、不許

浮躁人攪擾。

#### 第十七則

本館現今要出版者、万国通典、列国史鑑、明治字典、皇国文藝傳、  
国士

美談、言行類纂諸書。或既脫藁、或未脫藁、均從協議、先後着手。苟有善著書可急者、不拘何人所作、一体妥議。

## 善隣學會規約書

### 善隣學會規約書

第一條 本會ヲ善隣學會ト称スルハ、四隣ニ交際スルニ親善ノ心ヲ失ハズ、信義ヲ講シ禮節ヲ厚クシテ、太平ヲ永遠ニ維持スルヲ以テ第一ノ目的トスルガタメナリ。

第二條 本會ハ本局ヲ東京ニ設ケ、其旁ニ學舎ヲ營ミ、人生普通ノ學科ヲ教育シ、四隣ニ向ヒテ競争進取スルノ材藝ヲ成就薰陶スルヲ最急ノ務トシ、漸ク支會ヲ隣国ニ設クルモノトス。

第三條 本會學校ニテ教ユル所ノ倫理修身ハ、孔孟ノ教理ニ本ツキ、至誠無息ノ道ヲ大基礎トシテ日用實際ニ應用セシメテ、漢土古昔ノ制度風俗慣習等ニ拘ラズ、更ニ理學數學躰操等ヲ泰西ニ取リテ、實功ヲ奏セシムルモノトス。

第四條 本會學校ニハ朝鮮支那魯西安南暹羅等ノ差別ナク、學ニ入ラント欲スルモノアレバ、國法ニ從ヒテ悉ク之ヲ

許容シ、勉學ノ便利ヲ與フルモノトス。

第五條 外人ノ本會學校ニ入ラントスルモノ、邦人ノ支會學舎ニ入ラントスルモノアルトキハ務メテ之ヲ周旋シ、其欲ス

ル所

ノ學ヲ修セシム。學暇ニ出テ、業ヲ營ムモ、國法ニ違ハザル已上ハ  
毫モ妨ゲナキモノトス。

第六條 學校ノ授業料及ビ飯費雜費等ハ、□ラ世間普

通ノ法ニ準ズ。一科又ハ二科ヲ修スルニ止マルモノハ、幾分ヲ減スルコト

モアルベシ。

第七條 本會ニテハ正義公論ヲ主張シテ俗論ニ從フコトヲ要セズトイヘトモ、國法ニ矛盾スルノ挙動アルヲ許サズ。其人ニシテ非挙

アルモノハ本會ノ與リ知ル所ニ非ズ。

第八條 本會學校ノ生徒ハ、實踐ヲ主トシテ空言ヲ貴バズ。

朝ハ六時ヨリ起キ、食ハ七八分ニテ足ルヲ習慣トシ、惡衣惡食ヲ

耻ヂズ。節一居ルヲ本分トシ、學暇モテ事業ニ從事スルハ何等

ノ賤業トイヘトモ妨ゲナカルベク、人品一善惡アリテ事業ニ貴賤

ナキヲ知ラント下ヲ第一ノ要緊トス。

第九條 學校生徒ハ規律ヲ嚴守センコトヲ要シ一團結ヲ成シ

テ運動スルノ習慣アラシクコトヲ要ス。心思ノ自由ハ各人ノ欲スル所

ナリトイヘトモ、

國家ノ公益ニ供スルノ義務アルヲ忘ルベカラズ。

第十條 本校ノ教育ハ時弊ヲ察知シテ世用ニ適スルニ在リ。

修身ノ一科ハ忠孝ヲ一致シ性習ヲ明辨シテ、本末輕重ノ

當ヲ失シ支離滅裂ノ患アルコトナカラシムベク、文章ハ達意ヲ

以テ主トシ言文一致センコトヲ要シテ、徒ニ文章規範等ニ就キ諸

般ノ文法ヲ講ズルガ如キ愚ヲ取ラザルモノトスルガ如シ。蓋シ世

ノ

曲學迂儒ガ人ヲ教ユルノ弊ハ、却テ人ヲシテ愚痴セシムルモノア

リ。本會

ハ務メテ之ヲ矯正スルモノトス。

第十一條 本館學校ハ師弟ノ禮節アラシクコトヲ要シ、初ヨリ約ヲ

立テ、弟子ノ學校ヲ視ルコト逆旅ノ如クニシテ、意ノ欲スルマ、

ニ進退スル

風アルヲ許サズ。師タルモノモ禮節ヲ守リテ世ニ範スベシ。弟子

ノ意ニ滿

タザル所アルハ之ヲ指陳シ、過タルヲ知ラバ從ツテ改ムベキ工夫

アルベキ

モノトス。

第十二條 先生ノ相接スルニハ、知徳ヲ洗練シ學識ヲ長養

スルヲ以テ主トシ、互ニ師トナリ弟子トナルノ心得アラシクコトヲ

要ス。

過ヲ遂ゲ非ヲ飾ルノ己ニ益ナク人ニ益ナキヲ知ルベシ。國家有用

ノ大人物トナラシムコトヲ目的トスベシ。

第十三條 本會ニテハ、日曜日ゴトニ有志人ヲ招聘シテ

内外古今ノ事情ヲ演說シ、實際ニ經驗シ得タル事業ヲ講

述シテ雜誌モテ發行スルコトアルベク、或ハ講議録ヲモ發

刊スベシ。生徒ノ作文ニ屬ストイヘトモ、果シテ實用アルモノハ

削正ノ文ヲ旁ニ附加シテ之ヲ發刊シ、世人作文ノ便ニ

供スルコトアルベシ。

第十四條 本會ハ永遠ノ志ニ出ツルヲ以テ今ヨリ之ヲ發起シ、

漸ク篤志ノ人物ヲ合シテ此ニ從事シ、有力者ノ贊成ヲ得テ

實際ニ從事スルモノトス。

第十五條 本會ニハ特別會員、名譽會員ヲ置ク。特

別員ハ本會ヲ監視スル責アリ。名譽會員ハ若干金錢ヲ納ル、コト

數月、又

ハ數年ニ至リ、本會ヲ維持スルモノトス。

善隣學會規約書〔改訂稿〕

善隣學會規約書

第一條 本會ヲ善隣學會ト称スルハ、四隣ニ交際スルニ仁善ノ心ヲ失ハズ、信義ヲ講シ禮節ヲ厚クシテ、太平ヲ永遠維持スルヲ以テ第一ノ目的トスルガタメナリ。

第二條 本會ハ本局ヲ東京ニ設ケ、其旁ニ學舎ヲ營ミ、

普通ノ學科ヲ教育シ、四隣ニ向ヒテ競争進取スルノ材藝

ヲ薰陶スルヲ以テ最上急務トシ、性ノ近キ所ニ從ヒテ各學ヲ講セシメ漸ク隣国人ヲ諭シ、支會學舎ヲ設ケテ彼此互ニ往来シ、智

識

ヲ交換シ、文明ヲ励翼スルモノトス。本支ノ名称ハ此ノ如シトイ

ヘトモ、支那朝鮮諸国ヨリ言フトキハ、我ヲ以テ支會支学トス

ルヲ妨ゲナキモノトス。

第三條 本會學校ニテ教ユル所ノ倫理修身ハ勅語ニ本ツキ、周孔ノ

教理ニ據リ至誠無息ノ大道ヲ發揮シ、日用實際ニ

應用セシメテ古昔ノ制度風俗慣習等ニ拘泥セズ、更ニ理學

數學語學及ビ兵式躰操等ヲ泰西ノ長スル所取リテ實用ノ材徳ヲ

成就ス。教授書目ノ如キハ別ニ之ヲ定ムルモノトス。

第四條 本會學校ハ朝鮮支那魯西安南暹羅諸国人

ノ差別ナク、凡ソ子弟ノ學ニ入ラント欲スルモノアレバ、國法ニ從ヒテ悉ク之ヲ

許容シ、學修ノ便ヲ與フルモノトス。

第五條 外人ノ本會學校ニ入ラントスルモノ、邦人ノ支

會學舎ニ入ラントスルモノアルトキハ務メテ之ガタメ周旋尽力シ

其欲スル所

ノ学ヲ修セシム。學暇ヲ以テ事業ヲ營ムガ如キモ、國法ニ違ハザ

ル已上ハ

毫モ妨ゲナキモノトス。

第六條 外國學生ハ務メテ之ヲ保護シテ懇親ノ實ヲ表センコトヲ要シ、

病氣等アルトキハ教師常ニ之ヲ監視シ、内國生徒ノ学ニ在ルモノ

ヲシテ交番

ニ看護シ、已ムコトヲ得ザルニ至レバ、財ヲ分ツテ救助スルコト

アルベキモノトス。然レトモ

學ニ入ルニハ初ヨリ證人ヲ立ツル例アルコトナレバ、是ハ實ニ非常ノ事ト知ルベシ。

第七條 學校ノ授業料及ビ飯費雜費等ハ世間普通ノ法ニ準シ、其尤モ便ナルモノニ從フ。一科又ハ二科ヲ修スル

ニ止マルモノハ、酬銀ノ幾分ヲ減スルコトモアルベシ。

第七條 本會ニテハ正義公道ヲ主張シテ俗論ニ從フコトヲ要

セズトイヘトモ、國法ニ矛盾スルノ舉動アルヲ許サズ。各個人ノ過

舉

アルモノハ、其人ノ自由ニ屬スルモノトイヘトモ、教師ノ常ニ監察

シテ其過ヲ致サズランコトヲ要ス。果シテ非挙アルニ至ルハ、本會ノ與リ知ル所ニ非ズ。

第八條 本會學校ノ生徒ハ實踐ヲ主トシテ空言ヲ貴バズ。

朝ハ六時ヨリ起キ、食ハ七八分ニシテ止ムヲ常トシ、惡衣惡食ヲ生徒ノ本分ナリト覺悟シ、徒ニ一物ヲ暴殄スルノ天地間ノ大罪人

タルヲ知ランコトヲ要ス。學暇モテ事業ニ從事スルガ如キハ、農賈商賈ハ言フモ更ナリ、何等

ノ賤業トイヘトモ妨ゲナカルベシ。品行ニ善惡アリテ事業ニ貴賤ナキヲ知り、實知ハ實驗ニヨリテ生スルモノタルノ理ニ精通センコ

トヲ要ス。

第九條 學校生徒ハ規律ヲ嚴守スルヲ以テ報國第一ノ緊要トシ、一團隊ヲ成シ

テ運動スルノ習慣アラシメ、一事業ヲ起ストイヘトモ、本會ノ認メテ是トスルモノハ分ニ隨ヒ財ヲ分ツテ之ヲ贊襄センコトヲ要

ス。果シテ然ラ「ン」ニハ衣食ノ節制ノ要用タルヲ知ルベキナリ。心思ノ自由ハ各人ノ欲スル所ナリトイヘトモ、

國家ノ公益ニ供スヘキノ義務ニ應スルハ、團隊ノ必要ナルニ如カザレバナリ。

第十條 本校ノ教育ハ時弊ヲ察知シテ世用ニ適スルニ在リ。

修身一科ノ如キハ忠孝ヲ一致シ性習ヲ明辨シテ、本末輕重ノ

當ヲ失シ支離滅裂ノ患アルコトナカラシムベク、文章ノ如キハ達意ヲ

以テ主トシ、徒ニ文章規範等ニ就キ

文法ヲ講ズルガ如キ愚ヲ取ラザルモノトスルガ如シ。其佗ノ科學モ一偏ニ辟シ雷同附和スルノ累ナキニ非ズ。蓋シ世ノ

末學迂儒ガ人ヲ教ユルノ弊ハ、却テ人ヲシテ愚痴ナシムルモノアリ。本會

ハ務メテ之ヲ矯正スルモノトス。

第十一條 本館學校ハ師弟ノ間ニ禮節アランコトヲ要シ、

子弟ノ學校ヲ視ルコト逆旅ノ如キ

風アルヲ許サズ。師タルモノモ礼節ヲ守リテ世ニ範スベシ。弟子ノ意ニ満

タザル所アルハ、之ヲ指陳シ過タルヲ知ラバ、從ツテ改ムル工夫アルベキ

モノトス。傲頑ニシテ過ヲ聞クコトヲ欲セザル先生ノ如キハ、初ヨリ之ヲ聘セズ。誤リテ聘ストセバ、協議シテ之ヲ斥クルモノトス。怠惰浮薄ニシテ敗俗ノ徒タルヲ免レザル輩ハ言フモ更ナリ。

第十二條 先生ノ相接スルニハ知徳ヲ洗練シ学識ヲ長養

スルヲ以テ主トシ、互ニ師トナリ弟子トナルノ心得アランコトヲ要ス。

過ヲ遂ゲ非ヲ飾ルノ己ニ益ナク人ニ益ナキヲ知り、衆知ヲ一身ニ

集メテ国家有用

ノ大人物トナラントスル工夫ニ怠ルベカラザルモノトス。

第十三條 本會ニテハ日曜日ゴトニ有志人ヲ招聘シテ

内外古今ノ事情ヲ演説シ、實際ニ經驗シ得タル事業ヲ講

述セシメ、從ツテ雜誌ヲ発行スルコトアルベク、或ハ講議録ヲモ

發

刊スルコトアルベシ。生徒ノ作文ニ屬ストイヘトモ、果シテ實用ア

ルモノハ、

削正ノ語ヲ其旁ニ附加シテ之ヲ發刊シ、世人作文ノ便ニ供スルコトアルベク、隣國異体ノ文章トイヘトモ世ニ傳ヘテ不朽ト称スルニ足ルモノハ、漸ク發刊シテ長ク存留スルモノトス。

第十四 本會ハ永遠ノ志ニ出ツルヲ以テ今ヨリ之ヲ發起シ、

漸ク篤志ノ人物ヲ合シテ周旋尽力シ、有力者ノ賛成ヲ得テ

實際ニ從事スルモノトス。會員相接スルニハ舊惡ヲ咎メズ、互ニ隔意アルベカラザルハ論ナク、他人ノ我ニ接スルニ於テ不情ナリトシ、快カラザル處アル類ノ猶改ムルニ及ブベキモノハ、之ヲ指陳シテ忌ムコトナク交情ヲ永遠ニ全クスベキモノトス。

第十五條 本會ニハ特別會員名譽會員ヲ置ク。特

別員ハ本會ヲ監視スル責アリ。名譽會員ハ若干金錢ヲ納ル、コト

數月又

ハ數年ニ至リ、本會ヲ維持スルモノトス。

## 東亜善隣学堂章程

### 東亜善隣学堂章程

第一条 本学堂ハ日清両国朝廷人材愛養ノ聖旨ヲ欽遵シ、東

亞ノ大局ニ鑑ミ善隣ノ大義ニ據リ、専ラ實學ヲ肆「肆」ラヒ、時勢

ヲ講ジ、国家有用ノ材器ヲ培植ス。其教育ノ方針ハ之ヲ

博クスルニ東西百科ノ學ヲ以テシ、之ヲ約スルニ古今一貫ノ礼道

ヲ以テス。學ハ必ズ開物成務ヲ期シ、道ハ必ズ矯風裨化ヲ欲

ス。道途口耳之徒、浮華輕跳之輩ハ一概ニ嚴斥ス。

第二条 本学堂ハ階級ヲ擬定シ、分チテ四門トナス。即チ左ノ

如シ。 第一 志學門又曰備科

第二 達材門又曰正科

第三 成徳門又曰專科

第四 登庸門又曰撰科

第三条 備科ハ一年ニシテ卒業シ、正科ハ二年ニシテ卒業ス。

専科ハ正科卒業生ノ為ニ設クル随意研究ノ餘課ニシテ、別ニ

學期ヲ定メズ。撰科ハ専科生中ノ品學優等生ヲ拔擢シ、之ガ

為ニ或ル出身径路ヲ授ケタル時、直チニ其社会ニ必要ナルベキ實

務ヲ撰ンデ練習セシムル處トシ、學期ヲ定ムルコトナシ。

第四条 本學堂ノ學生ハ凡テ之ヲ學徒ト称ス。學徒ハ其所

屬ノ各門ニ準ジテ學称ヲ與ヘ、一見識別ニ便ナラシム。即チ左ノ

如シ。 第一立志門 即チ備科ニアリテハ備生ト称ス

第二達材門 即チ正科ニアリテハ正生ト称ス

第三成徳門 即チ専科ニアリテハ専士ト称ス

第四登庸門 即チ撰科ニアリテハ撰士ト称ス

第五条 本學堂ノ備科ハ、清国在来ノ郷學卒業以上ノ學力

アル者ヨリ考取シ、正科ハ備科卒業ノ後、若クハ之ト同等ノ学力

アル者ニ限り、専士及ビ撰士ハ正生ニシテ特待若クハ優待ヲ

受クベキ品學アル者ニ非レバ、入ルコトヲ得ズ。

第六条 本學堂ノ學課ハ、備科ニ於テハ専ラ倫理日語日文

算数地理博物物理化學漢文體操等ヲ授ケ、兼テ英語

英文ノ随意□習ヲ許ス。正科ニ至リテハ専ラ倫理日語

日文哲治經濟教育法律数理天文地質文學金石漢文

體操等ヲ授ケ、別ニ英語英文兼修科ヲ設ク。専科以上

ハ特ニ細則ヲ設ケ、此ニハ略ス。

第七條 本學堂ノ學年學期及休課等ノ日子ヲ算スルハ、便宜上年トシテ太陽曆ヲ用ユ。然レトモ清国主要ノ佳節紀辰ニ至リテハ、敢テ或ハ忘ルル事ナキヲ期ス。今其日期ヲ畫定スル左ノ如シ。

每年學期

一年ヲ三學期ニ分ケ、第一學期ハ 月 日ヨリ 月 日  
ニ至リ、第二學期ハ 月 日ヨリ 月 日ニ至リ、第三  
學期ハ何月何日ヨリ何月何日ニ至ル。

【資料十四⑥】

東亞善隣學堂章程〔漢文訳案〕

東亞善隣學堂章程

第一條

本學堂大旨、在於欽遵日清兩國朝廷人材愛養聖旨、鑑于東亞現今之大局、據善隣大義、一仗忠信、專講實學、以培植國家有用之材德。其教育方法、博之以東西百科之學、約之以古今一貫之道。

學務開物成務、道欲移風易俗。

若道聽途說之徒浮華輕佻之輩、皆均屬所不取也。

第二條

本學堂學業、分階級爲四門如左。

第一 志學門 一曰豫科

第二 達材門 一曰正科

第三 成德門 一曰專科

第四 登庸門 一曰撰科

第三條

豫科限一年卒業、正科二年卒業。

專科爲正科卒業生設之、使其隨意研究、故不定

學期。撰科爲專科生學識優等者授之。乃

臨指示出身時、直必要實

務、使其練習也、亦無定學期。

第四條

本學堂學生、皆稱學徒。學徒從其所

學各科、授之學称号、一見識別如左。

第一 立志門 即豫科、稱豫備生

第二 達材門 即正科、稱正科生

第三 成德門 即專科、稱專士

第四 登庸門 即撰科、稱撰士

第五條

本學堂豫科生、取清國從來鄉學卒業以上有學力

者。正科生限備科卒業後、若其他有同等學力

者。專士及撰士之學稱、自非學識可受特待若優待

者、不得受之。

第六條 本學堂學課、在豫科則專授倫理歷史日語日文

算數地理博物理化漢文體操等、兼許從其所欲講習英語

英文。至正科則專授倫理日語

日文政治經濟教育法律數理天文地質文學金石漢文

體操等、別置英語英文兼修科。專科以上

特設細則、今略之。

#### 第七條

本學堂算學年學期及休課等日子、

專用太陽曆。然至清國重要佳節紀辰等、

則務遵行無違。今畫定其日期、如左。

#### 每年學期

分一年爲三學期、第一學期自 月 日至 月 日、

第二學期自 月 日至 月 日、第三

學期自何月何日至何月何日。



## 解 説

岡本監輔<sup>けんすけ</sup>は、天保十（一八三九）年十月十七日、阿波国（徳島県）美馬郡三谷村に生まれた。幼名は文平、号は韋庵。「樺太探検家」として名を馳せ、明治三十七（一九〇四）年十一月九日、東京で没した。享年六十五歳。

経歴については『東亜先覚志士記伝』や『続対支回顧録』に伝があり、後者は相当に詳しいものである。また金沢治氏の作成にかかる「岡本韋庵先生の家系と年譜」（以下、「年譜」と略称）もある。前述の胸像建設に合わせて刊行された『岡本氏自伝 窮北日誌』（徳島県教育委員会、一九六四年。以下、「自伝」と略称）に付されたもので、その「年譜」部分だけを独立させた小冊子『岡本韋庵先生の家系と年譜』（岡本韋庵先生顕彰会、一九六四年）も単行されている。「窮北日誌」は北門社蔵板、明治四年刊の樺太探検日記であり、「岡本氏自伝」は未刊稿を起こしたのだが、和文のものが明治二年まで、簡略な漢文のものは明治十七（一八八四）年までを覆うだけである。

岡本監輔はかなり多くの著作をのこした。「徳島韋庵会」の大正元（一九一二年）の調査にかかる「岡本韋庵先生著書目録」（『自伝』所載）には、「既刊三十四部、未刊二十部」のリストがあがっている。中国史の側からして有名なのは『万国史記』（一八七九年）や『万国通典』（一八八四年）だが、「略解題」に後者は「万国の制度を網羅し、三十四門に分かつて之を詳記し、出所と論策とを附せり。広く清国に行はる」と、前者は「世界列国の歴史を記述。清国にて特に広く行はる」と記されているとおり、それらは日本においてよりも、むしろ清国における海賊版として多く刊行された。『万国史記』の筆頭序文の撰者はこの資料集とも深い関わりをもつ重野安繹である。同書については語るべきことが多いが、亜細亜・日本から説きはじめ、五大洲すべての「万国」を覆うものであったことだけを記しておく。

自身の集である『岡本子』（一八八九年）を見ると、岡本の学問が朱子学を軸に陽明学を兼ね修めた「孔子の教」を根柢とし、その基礎の上に時代の必需の学としての西学を受け容れたものであることが分かる。漢文自伝では二十歳の頃のこととして「翻訳諸書を読み大いに其の西学を修めざるを悔」いているが（『自伝』一九三頁）、結局、新たに学ぶことはなかったようで、四十一歳の作である『万国史記』でも「翻訳諸書に就きてその要を摘録した」と凡例に述べている。

「著書目録」に挙げられたもの以外に、岡本監輔はきわめて多くの文章を残した。徳島県立図書館に寄託された遺品は金沢治氏の整理を経て、一九九八年に「岡本韋庵先生蔵書及原稿目録」（以下、「目録」と略称）として印刷されているのだが、A4判、

全三十八頁におよぶその目録のほとんどは原稿文書のたぐいで占められている。本書所収の善隣協会・善隣訳書館関係の諸文書は、その「二六五番」および「二七〇番」に分類されているものである（【資料二】のみが「二七〇番」）。岡本監輔が善隣協会・善隣訳書館に関わるにいたった経緯を簡単にみておこう。その生涯を俯瞰するために、かなり親密な交際のあつた湖南内藤虎次郎の「岡本韋庵先生墓表」（『湖南文存』『内藤湖南全集』第十四卷、筑摩書房、一九七六年、二三七頁）を読み下して引いておく。

岡本韋庵先生、初名は文平、後に監輔と改む。天保十年に生れ、明治卅七年十一月九日に卒す。先生の一生は、北邊を籌るを以て志と爲す。弱冠にして夷艇に駕り、樺太なる北徼の前人未踏の地を窮め探る。王政維新により、徵用せられて北事を綜辦す。既にして廷議樺太を棄つ。先生竟に意を用世に絶ち、累りに教職に任ず。年五十餘、復た職を辞して千島を拓かんと欲し、荒裔を跋涉して意を得ずして歸る。既にして老い、窮しみ且つ病む。會ま王師露を伐つ。先生欣然として疾の軀に在るを忘る。斯の役や、樺太の南半を復す。而れども先生睹るに及ばず矣。疾篤きに迄びて、特旨もて正五位に敍せらる。盖し前勞を録する也。先生嘗て禹域に遊び、聖裔を闕里に訪う。平生の著述身に等しく、往往にして海外に傳誦せらると云う。

大正元年十一月 文學博士 内藤虎次郎 製文并書

この「墓表」は、大正元年の銅像建立に際して内藤により撰し且つ書せられたものである。それが戦後の混乱期に盗まれたため、一九六四年の再建に際して内藤の撰文は富永眉峯の書でもって銅像台座に刻されることになる。なお、「エトロフ感懐」なる七言絶句の銘版は那波利貞の書だから、岡本監輔と京大東洋史との関係は意外に深いのである。いずれも『史伝』および顕彰会の書の巻頭にその写真が掲げられている。郷土の偉人としての地位は確立していると言つてよい。

「墓表」でも樺太・千島のことは特筆されているように、岡本監輔はなにもまず樺太探検家であり、また北方問題の専門家として名声を博した存在だった。幕末に高まった対ロシア策に身を挺し、維新政府成立後に実際に、北方開発のために開かれた函館裁判所の権判事に任ぜられ、樺太全島を開拓すべく農工三百人を率いて樺太に渡っている。金沢氏によれば「韋庵一代得意の頂点」である（「年譜」明治元年条）。やがて政府が樺太を放棄したことにより官職を免ぜられた岡本は、「累りに教職に任じ」たのである。第一高等中学校（のち一高）和漢文教授、独逸協会学校教授、哲学館講師、徳島県尋常中学校長、台湾総監府国語学校教授（同、明治一九・二三・二四・二七・三〇年条）といった具合である。生活の不安定ぶりを窺えよう。その間の明治二五年に

千島義会を起こしたが、これも失敗している。ちなみに、「義会」とは一定の公益的な趣旨（義）に賛同する有志者の団体であつて、明治時代にはごく普通の存在であつたが、いまでは小学館の『日本国語大辞典』にさえ項目すらないのは遺憾である。

日清戦争後には、周知のように、日本で大陸雄飛のブームがまきおこつた。岡本監輔もそのような時代風潮のなかで活動の場を清韓両国にもとめて転進をはかつたのであつて、その具体的な構想が善隣協会であり、善隣訳書館であつた。内藤の「墓表」にそれについての言及はない。ただ、『支那漫遊 燕山楚水』（博文館、一九〇〇年；『内藤湖南全集』第二卷、所収）には、岡本監輔・吾妻某が善隣訳書館創立を準備していることについての対談記録（一八九九年十月）が残されているのだから、それを知らなかつたのではなく、軽重を判断して二百字たらずの短文にはそのことを盛り込まなかつただけのことなのである。しかし、のちの伝記や年譜においても触れられないまま今日に到つたため、それらについての事跡は、結局、埋没してしまつた。

金沢氏らによる岡本監輔顕彰の後、最近では徳島大学教授有馬卓也・真銅正宏氏によつて、岡本韋庵「支那遊記」や「烟台日記」の翻刻が精力的にすすめられている（『徳島大学国語国文学』第八号、第九号；『言語文化研究』第三卷、第四卷）。有馬氏らは、ほとんど「樺太探検家」としてしか知られていない岡本が実は「儒学者でもあり、亦た教育者でもあつた」一面を掘りおこそうとしておられるのだが、本書はさらにアジア主義者としての善隣協会・善隣訳書館時期の岡本の知的営為の跡を世に提供しようとするものである。亜細亜協会時代をふくめての活動の大体については、拙稿「初期アジア主義についての歴史的考察 第六章善隣協会について 岡本監輔のばあい」（『東亜』第四一六号、二〇〇二年二月。以下、本考察については章名と号数のみを記す）を参照されたい。

岡本監輔の遺品中の関係資料の文書形態は【資料十二】が洋紙（縦約二二×横約一五センチ）洋綴じの印刷品である以外は、みな和紙をもちいた手書き文書で、それらは【資料十三】がやや短寸（縦約一八センチ）であるのを除き、すべて所謂美濃紙大（縦約二五センチ×横三七センチ）の袋綴じである。

本書に収めた文書の内、「監輔草」と明署されているものに【資料三】がある。【資料五】から【資料十】が同じ筆であることは一見して明らかであり、【資料十一】【資料十三】がよりラフな字体ながら、やはり同筆であることもまず間違いない。【資料二】【資料四】はかなり違うようだが、自伝原稿などとはよく似ているところもあるので、やはり岡本の筆、と判断しておく。それらにたいし、【資料一】【資料十四】はおそらく別人の筆だが、その改訂稿は岡本の筆であると思う。ともあれ、いささか疑問の残るものをふくめ、みな相互に関連しあう一群の文書なのである。

原文書にはすべて日付がなく、「目録」に配列された順序も、かならずしも時間的な序列に従がつたものではない。ここでの私

の配列、すなわち、

東洋開国商社↓善隣義会↓善隣協会↓善隣訳書館

の順序について簡単に根拠を示して説明をくわえておこう。

〈東洋開国商社↓善隣義会〉は、【資料一】そのものでの訂正だから前後関係は明白である。そして、「善隣義会」を表題とする三点の文書は、【資料一⑥】が和文、【資料二】と【資料三】が漢文で、後者において清韓両国への「善隣」の姿勢がより明確に示されるにいたったと言える。ちなみに、岡本監輔はかつて吾妻兵治にかわって『亜細亜協会報告』を編集したが、その頃の同誌は三国人士の相互了解と交流促進のために全誌漢文で編集されていたのである（拙稿「亜細亜協会について」『東亜』第四一四号）。

【資料三】の「善隣義会五規」が岡本監輔起草の草案を成斎重野安禪と中洲三島毅とにまわし、重野と三島の意見を書き込んだものが残されていることは、当時の知識人間の交流の具体相を示すものとして興味深い。他にも改訂が朱書されている文書はあるが、これは三島が朱書をもちいて区別しているので、特に三者の署名のある半葉をカラー版で口絵として掲げ、眉批の各条の「墨書」（「朱書」を「整理稿」に注記した。なお、圏点・傍点はすべて朱書、すなわち三島のもので、読点は墨書だけのものと墨書に朱書を重ねたものがある）。

つぎの〈善隣義会↓善隣協会〉は、前後関係を直接的に確かめることはできない。しかし「義会」から「協会」へと組織体の名称の変更にもなつて「善隣」の課題が思想的によりよく推敲された文章になつていゝことは、だれしもの肯うところだろう。いわば論理序列を尺度にするかぎり、その前後関係に問題はない（もちろん、その間に別の組織体が構想された可能性は考えておかなければならないが）。「善隣」という角度から推敲の跡を尋ねるなら、一 東アジア三国の近代にとつての「興亜」の課題が明確に打ちだされていること、二 西洋近代文明撰取の課題が日本を中心に清韓両国へと関連させられていること、三 活動内容が清韓二国向けの漢訳書の作成・提供に特化されていること、の三点を挙げることができよう。他に、資金提供の件や会議の持ち方といった細則的な部分が削除され、また「附則」や「訳述方法」が付け加えられたため、「主旨」としてより形が整えられたことも贅言を要しまい。

ところで、「善隣協会主旨」を表題にした文書は【資料四】の「第一稿」から【資料八】の「第五稿」まで全部で五件あり、そ

れら全てに改訂の手が加えられている。見れば明らかだと思うが、それらは基本的にある改訂稿が次の元稿にされているので、そこに着目してそれら五件の前後関係を判定した。

「訳述方法」の二件は、改訂部分を点検すると、【資料九】の「甲稿」が【資料十】の「乙稿」に先行するものであると分かる。そして、【資料五】「善隣協会主旨」中の「訳述方法」三カ条と「甲稿」の前三条がほとんど同じであることからして、「甲稿」が「資料五」段階の「主旨」と対応するものであったと推定できる（あるいは「資料五」の「訳述方法」も後二条が別葉に書かれていたのかもしれない）。

〈善隣協会↓善隣訳書館〉は、付録の二文書からして明らかだろう。【付録一】「善隣協会主旨」は一八九九年一月刊の『清議報』第二号に、【付録二】吾妻兵治「善隣訳書館条議引」は一九〇〇年四月刊の『亜東時報』第二一号に掲載されたものである。前述したように、一八九九年春夏の間に吾妻らが善隣訳書館創立を準備していたことからしてこの流れはきわめて自然なものなだが、結局のところ、岡本が訳書館の実際活動にタッチすることはなかった。なお、『亜東時報』は立庵山根虎之助を主筆に上海で刊行されていた漢文雑誌で、唐才常も一時編集に関係したものである。

【資料十一】の「無題目文書」は、もともと「会」の規則として構想されたものが、「館」の構想の文書に変わっていく段階のもので、おそらく「善隣協会」から「善隣訳書館」へと移行していく時のものである。「改訂稿」の「第十六則」で「同志創業者」として岡本監輔とともに九人が挙げられてそこに吾妻兵治の名がなく、また「第十七則」で岡本の「万国通典」をはじめ、「列国史鑑・明治字典・皇国文藝傳・国士美談・言行類纂」を出版予定の書として挙げていることからすれば、いったん吾妻とともに善隣訳書館創立を準備しはじめた岡本が、おそらくは一八九九年秋冬の間に吾妻たちとは別の「館」を発足させようとした案だったのではないかと思われる。

【資料十二】は事業拡大を目指して作られた善隣訳書館の株式会社化のためのパンフレットで、「目録」では「善隣訳書館開業説明書」と略称されているものである。善隣訳書館は一八九九年末、ブルンチュリ著・吾妻兵治訳『国家学』、重野安禪著『大日本維新史』・石井忠利著『戦法学』と『日本警察新法』を実際に刊行した。館の代表者松本正純と幹事吾妻兵治がそれらを携えて渡清し、出版環境等について調査をおこなった結果を踏まえての拡大計画案であって、おそらく「付録二」よりいくらか後の一九〇〇年秋冬の間に印刷に付されたものでないかと思われる（拙稿「善隣訳書館について」『東亜』第四一七号）。中に岡本監輔への言及はあるが、その筆致からして善隣訳書館内の人物として扱われていないことは明白である。内容は、見られるとおり、「武士の商法」そのものであっても、意気込みの真剣さは十分に伝わってくる。実際にはタッチしなかった善隣訳書館の文書が善隣協

会関係の原稿類とともに保存されていることは、両者の類縁性を傍証するものである。

【資料十三】と【資料十四】は、「善隣」を表題に冠する学会と学堂の文書を参考までに入れておいた。

本書におさめた諸文書は、日清戦争後に当時の知識人が東アジアの隣国である清国と韓国、とくに清国にたいしてどのような「善隣」関係をとり結ぶべきかをあれこれ模索・構想した、その思索の跡をしめす貴重な資料である。その歴史的な意義は切り込む角度によってさまざまな側面を露呈するであろうが、ここでは明治精神史のアジア主義的側面からする意義として以下の四点を挙げよう。

まず第一に、善隣協会・善隣訳書館は、西洋近代文明が世界を席卷していく過程において、それと対抗的に東アジアの地で誕生したアジア主義のほとんど必然的な一表現であったこと。アジア主義を標榜する団体としては、興亜会や亜細亜協会がすでに一八八〇年代に登場するが、岡本監輔・重野安繹・三島毅・吾妻兵治等はみな、それら諸団体と深い関わりをもつ人物であった。かれらはいずれも西洋近代文明受容の不可避をわきまえ、手持ちの孔子（さらには老子・釈迦）の教えを基礎としてそれを取りこもうとしたのだが（「資料三」等）、その営為は西洋近代文明の相対化であり、また近代の内実の豊富化でもあったといえよう。

第二に、善隣協会・善隣訳書館は、日清戦争後における日中両国の対等な提携の具体化の一形態であったこと。日本に敗北したことは清国の知識人の中華意識を動揺させ、かれらの間に深刻な反省をよびおこした。その結果として対日提携ムードの高揚がこり、戊戌（一八九八）の年には上海における亜細亜協会や湖南における東亜会の分会の結成など、対等な関係の上に築かれる提携への動きが活発化した。対等は日本側の基本的な立場でもあったのであって、本書所収資料では、本部を東京に設けるが、「支那朝鮮ヨリ言フトキハ」日本を支部としてよい（「資料十三⑥」と、主体的立場の相互尊重を明言している）。

第三に、中華意識の動揺と表裏の関係にあることだが、維新以来の発展のシエーマ的把握にもとづき、訳書提供により清韓両国にたいする日本の文明的役割を果たすべく善隣協会・善隣訳書館が構想されたこと。皇国にたいする「過剰なまでの自意識」をもつ岡本監輔（有馬卓也「岡本章庵覚書」『徳島大学国語国文学』第一二号）は、三十年来の得失を総括して「共和革命等書」を「流毒」多きものとして提供を避ける、という（「資料九②」）。この色調はしだいに薄められていき、まず「共和」ついで「革命」の語も書面上に見えなくなるが、「善隣訳書館条議引」にいたるまでマイナス経験を避けさせようとする基調は変わらない。これはある意味で押しつけではあるが、のちの蔑視・侵略へと結びつく日本の「優越」的立場とは一線を画するもので、相手国の発展にたいする扶助を基本的に意図したものであったことを留意しなければならない。

そして第四に、国家の文明的役割と個人の生活的営為を同時に解決するためのものとして善隣協会・善隣図書館が打ち出されたこと。このことについては、善隣協会が当初は「東洋開国商社」として構想されたものの発展形態であったこと、そして善隣図書館の事業が「国家的」と「営利的」とを統一的に捉えて位置づけられていた点（「資料十二」）だけを指摘しておこう。ここでいう「国家的」なる語に「国権的」の臭いがないといえは嘘になるが、相手の蹂躪を当然とし、また滅私奉公的に国家の利益を優先させる国家主義とは無縁のものであることも贅言を要しまい。これは興隆期の時代エネルギーの基底となるものだったのである。

そもそも、このような資料集の編集刊行に携わることになったのは、梁啓超の研究をしていて吾妻兵治訳『国家学』を刊行した善隣図書館なる出版社が気になりだしたからである。『共同研究 梁啓超 西洋近代思想受容と明治日本』（みすず書房、一九九九年）を刊行した時には、前述した内藤湖南の記述くらいしか分かっていなかった。その手詰まり状況を突破して徳島県立図書館の岡本監輔文書へとたどり着くことができたのは、鳴門教育大学教授の小浜正子氏のおかげである。また、福岡国際大学教授の黒木彬文氏からは関係資料の恵贈を受けた。本所創立七十周年記念シンポジウム論集『西洋近代文明と中華世界の変容』（京都大学学術出版会、二〇〇一年）にその一端を書き込みはした。しかし、その資料的重要性からすれば、文書そのものを整理・公表する必要があると考えるにいたったのだが、その要望を許可してくださった徳島県立図書館（大平明宏館長）に深く感謝する。

文書の撮影と不明文字の確認には徳島県立図書館の外園秀彦氏、版下作成には立命館大学非常勤講師山田崇仁氏の協力を、異体字等の確定には本所教授高田時雄、安岡孝一、浅原達郎、佐々木克氏の援助をうけた。また、「付録二」の『亜東時報』の入手には、北京大学留学生（当時）滝田豪、歴史系教授王曉秋および図書館長戴龍基氏の格別の配慮をえた。記して心から感謝する。

このような資料集を編集したのは始めてのことであり、おそらくは多くの問題があると思う。大方のご教示をお願いするしだいである。

二〇〇二年二月

狭間直樹

〔東洋学資料叢刊第十冊〕

## 善隣協会・善隣図書館関係資料

徳島県立図書館蔵「岡本韋庵先生文書」所収

2002年3月30日 印刷・発行

---

編 者 狹 間 直 樹

印 刷 中西印刷株式会社

発行者 京都大学人文科学研究所漢字情報研究センター

606-8265 京都市左京区北白川東小倉町 47

Tel. 075-753-6996 Fax. 075-753-6999

<http://www.kanji.zinbun.kyoto-u.ac.jp/>

---



ORIENTAL STUDIES REFERENCE  
SERIES No.10

Materials concerning the Zenrin Kyôkai  
and the Zenrin Yakushokan

to be found in the Papers of *Okamoto Ian*  
held in the Tokushima Prefectural Library

*Edited by*  
HAZAMA Naoki

DOCUMENTATION AND INFORMATION CENTER  
FOR CHINESE STUDIES  
INSTITUTE FOR RESEARCH IN HUMANITIES  
KYOTO UNIVERSITY

2002

東方学資料叢刊第十冊『善隣協会・善隣図書館関係資料  
——徳島県立図書館蔵「岡本韋庵先生文書」所収——』

正 誤 表

備考：行数には編者の付した整理稿篇の資料番号、見出しの二行を含まない。

頁	段	行	誤	正
iv		15	書、の異体字	書、曙の異体字
80	上	3	共和提挈扶持	共和扶持
80	上	8	旺勢	旺盛
81	上	8	忠孝	忠厚
83	上	2	日清韓	清韓
83	上	6	彼此	彼此猜疑
83	上	8	忠孝	忠厚
90	上	3	以準則	為準則
90	上	13	以全	以金
91	上	5	以準則	為準則
91	上	14	文章教	文章先教
94	下	8	講義録	講議録
96	下	15	其佗	其佗
97	上	1	弟子	子弟
97	上	18	講義録	講議録
98	上	14	餘科	餘課
98	上	16	壬身	出身
100	下	2	壬身	出身

本正誤表は、京都大学大学院文学研究科助教授  
中砂明德氏の示教による。記して感謝する。

この PDF 版ではすべて訂正スミです。